官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務四）　一
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　一九
〔告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物の公表を行う件（内閣府二九）　二九
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（同三〇）　三〇
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学三一）　三〇
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同三二）　三四
○登録有形文化財の名称を変更する件（同三三）
○文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同三四）
○種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（農林水産四一三）　三五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六七
会社その他
会社決算公告　七一

省令

○外務省令第四号

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十八号）の施行に伴い、並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項までの規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	9,650	13,200	9,400	12,950	6,700	10,250	6,450	10,000
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	1,790,000	2,450,000	1,750,000	2,410,000	1,240,000	1,900,000	1,200,000	1,860,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	480,000	655,000	470,000	645,000	330,000	510,000	320,000	495,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	38,800	53,100	37,860	52,140	26,900	41,200	25,960	40,240
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,090	5,590	3,980	5,490	2,830	4,340	2,730	4,240
大韓民国	ｳｫﾝ	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	815	1,115	795	1,095	565	865	545	845
香港	香港・ﾄﾞﾙ	910	1,240	880	1,220	630	960	610	940
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	15,520	21,240	15,140	20,860	10,760	16,480	10,380	16,100
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	31,350	42,880	30,580	42,120	21,730	33,270	20,960	32,500
バングラデシュ	ﾀｶ	12,350	16,890	12,050	16,590	8,560	13,110	8,260	12,800
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	6,550	8,950	6,400	8,800	4,550	6,950	4,400	6,800
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164
ベトナム	ﾄﾞﾝ	2,810,000	3,840,000	2,740,000	3,780,000	1,950,000	2,980,000	1,880,000	2,910,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	525	720	515	705	365	560	350	545
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	247,000	337,900	240,900	331,800	171,200	262,100	165,200	256,100
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	1,780	2,440	1,740	2,400	1,240	1,890	1,190	1,850
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	408,000	558,000	398,000	548,000	283,000	433,000	273,000	423,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	2,117,000	2,896,000	2,065,000	2,844,000	1,468,000	2,247,000	1,416,000	2,195,000

アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	3,750	7,300	3,500	7,050	3,750	7,300	3,500	7,050	950	1,500
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	690,000	1,350,000	650,000	1,310,000	690,000	1,350,000	650,000	1,310,000	180,000	270,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	185,000	360,000	175,000	350,000	185,000	360,000	175,000	350,000	45,000	75,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	61	119	57	116	61	119	57	116	16	24
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	15,000	29,280	14,040	28,340	15,000	29,280	14,040	28,340	3,800	5,960
タイ	ﾊﾞｰﾂ	1,580	3,080	1,480	2,980	1,580	3,080	1,480	2,980	400	630
大韓民国	ｳｫﾝ	57,000	112,000	54,000	108,000	57,000	112,000	54,000	108,000	15,000	23,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	315	615	295	595	315	615	295	595	80	125
香港	香港・ﾄﾞﾙ	350	680	330	660	350	680	330	660	90	140
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	6,000	11,710	5,620	11,330	6,000	11,710	5,620	11,330	1,520	2,380
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	12,120	23,650	11,350	22,880	12,120	23,650	11,350	22,880	3,080	4,810
バングラデシュ	ﾀｶ	4,770	9,320	4,470	9,020	4,770	9,320	4,470	9,020	1,210	1,890
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	2,550	4,950	2,350	4,800	2,550	4,950	2,350	4,800	650	1,000
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	61	119	57	116	61	119	57	116	16	24
ベトナム	ﾄﾞﾝ	1,090,000	2,120,000	1,020,000	2,050,000	1,090,000	2,120,000	1,020,000	2,050,000	280,000	430,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	205	395	190	385	205	395	190	385	50	80
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	95,500	186,400	89,400	180,300	95,500	186,400	89,400	180,300	24,200	37,900
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	690	1,350	650	1,300	690	1,350	650	1,300	180	270
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	158,000	308,000	148,000	298,000	158,000	308,000	148,000	298,000	40,000	63,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	818,000	1,597,000	766,000	1,545,000	818,000	1,597,000	766,000	1,545,000	208,000	325,000

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	175	240	171	235	122	186	117	182
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	175	240	171	235	122	186	117	182
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	320	437	312	429	222	339	214	331
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	959	1,312	935	1,288	665	1,018	641	994
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	276	378	269	371	192	293	185	286
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	14,050	19,225	13,705	18,880	9,740	14,915	9,395	14,570
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	190	259	185	255	131	201	127	197
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	14,050	19,225	13,705	18,880	9,740	14,915	9,395	14,570
パプアニューギニア	ｷﾅ	418	572	408	562	290	444	279	433
パラオ	ﾊﾟﾗｵ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	263	360	256	353	182	279	176	273
マーシャル	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
ミクロネシア	ﾐｸﾛﾈｼｱ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122

大洋州

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ﾄﾞﾙ	68	132	63	128	68	132	63	128	17	27
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ･ﾄﾞﾙ	68	132	63	128	68	132	63	128	17	27
サモア	ｻﾓｱ･ﾀﾗ	124	241	116	233	124	241	116	233	31	49
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ･ﾄﾞﾙ	371	724	347	700	371	724	347	700	94	147
トンガ	ﾊﾟ･ｱﾝｶﾞ	107	208	100	202	107	208	100	202	27	42
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ･ﾌﾗﾝ	5,430	10,605	5,085	10,260	5,430	10,605	5,085	10,260	1,380	2,155
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ･ﾄﾞﾙ	73	143	69	138	73	143	69	138	19	29
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	5,430	10,605	5,085	10,260	5,430	10,605	5,085	10,260	1,380	2,155
パプアニューギニア	ｷﾅ	162	315	151	305	162	315	151	305	41	64
パラオ	ﾊﾟﾗｵ･ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ･ﾄﾞﾙ	102	198	95	192	102	198	95	192	26	40
マーシャル	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
ミクロネシア	ﾐｸﾛﾈｼｱ･ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18

北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164

北米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	61	119	57	116	61	119	57	116	16	24

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	28, 100	38, 400	27, 400	37, 800	19, 500	29, 800	18, 800	29, 100
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	4, 560	6, 220	4, 440	6, 120	3, 160	4, 840	3, 040	4, 720
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	2, 791	3, 818	2, 723	3, 750	1, 935	2, 962	1, 866	2, 894
グアテマラ	ｹｯﾂｧﾙ	906	1, 239	883	1, 217	628	961	606	939
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	65, 200	89, 200	63, 600	87, 600	45, 200	69, 200	43, 600	67, 600
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	526, 000	719, 500	513, 000	706, 500	364, 500	558, 000	351, 500	545, 000
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	17, 550	24, 000	17, 100	23, 550	12, 150	18, 600	11, 700	18, 150
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	96, 000	131, 000	93, 500	129, 000	66, 500	102, 000	64, 000	99, 500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	6, 520	8, 920	6, 360	8, 760	4, 520	6, 920	4, 360	6, 760
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	775	1, 060	755	1, 045	540	825	520	805
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	4, 267	5, 838	4, 162	5, 733	2, 958	4, 529	2, 853	4, 424
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	16, 800	22, 990	16, 390	22, 580	11, 650	17, 840	11, 240	17, 420
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	117	160	114	158	81	124	78	122
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	858, 000	1, 174, 000	837, 000	1, 153, 000	595, 000	911, 000	574, 000	889, 000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	236	323	230	317	164	251	158	245
ブラジル	ﾚｱﾙ	604	826	588	812	418	640	404	626
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ﾍﾞﾈｽﾞｴﾗﾉ	2, 885	3, 945	2, 815	3, 875	2, 000	3, 060	1, 930	2, 990
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	236	323	230	317	164	251	158	245
ペルー	ｿﾙ	441	603	430	592	305	468	295	457
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	815	1, 115	795	1, 095	565	865	545	845
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	2, 890	3, 954	2, 819	3, 883	2, 004	3, 067	1, 933	2, 996
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	2, 120	2, 900	2, 070	2, 850	1, 470	2, 250	1, 420	2, 200

中南米

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	10,900	21,200	10,200	20,500	10,900	21,200	10,200	20,500	2,800	4,300
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	1,760	3,440	1,640	3,320	1,760	3,440	1,640	3,320	440	700
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	1,079	2,106	1,010	2,038	1,079	2,106	1,010	2,038	274	428
グアテマラ	ｹｯﾂｧﾙ	350	683	328	661	350	683	328	661	89	139
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	25,200	49,200	23,600	47,600	25,200	49,200	23,600	47,600	6,400	10,000
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	203,000	397,000	190,500	384,000	203,000	397,000	190,500	384,000	51,500	80,500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	6,750	13,250	6,350	12,800	6,750	13,250	6,350	12,800	1,700	2,700
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	37,000	72,500	34,500	70,000	37,000	72,500	34,500	70,000	9,500	14,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	2,520	4,920	2,360	4,760	2,520	4,920	2,360	4,760	640	1,000
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	300	585	280	565	300	585	280	565	75	120
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	1,649	3,220	1,545	3,115	1,649	3,220	1,545	3,115	419	654
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	6,490	12,680	6,080	12,270	6,490	12,680	6,080	12,270	1,650	2,580
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	332,000	647,000	311,000	626,000	332,000	647,000	311,000	626,000	84,000	132,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	91	178	86	172	91	178	86	172	23	36
ブラジル	ﾚｱﾙ	234	456	218	440	234	456	218	440	60	92
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ﾍﾞﾈｽﾞｴﾗ	1,115	2,175	1,045	2,105	1,115	2,175	1,045	2,105	285	440
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	91	178	86	172	91	178	86	172	23	36
ペルー	ｿﾙ	170	332	159	322	170	332	159	322	43	68
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｱｰﾉ	315	615	295	595	315	615	295	595	80	125
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	1,117	2,181	1,046	2,110	1,117	2,181	1,046	2,110	284	443
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	820	1,600	770	1,550	820	1,600	770	1,550	210	330

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	16,300	22,300	15,900	21,900	11,300	17,300	10,900	16,900
アイルランド	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	199	272	194	267	138	211	133	206
アルバニア	ﾚｸ	12,200	16,600	11,900	16,300	8,400	12,900	8,100	12,600
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	45,280	61,940	44,170	60,830	31,390	48,060	30,280	46,940
イタリア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,505	6,160	4,390	6,050	3,120	4,780	3,010	4,670
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,358,000	1,858,000	1,325,000	1,825,000	942,000	1,442,000	908,000	1,408,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	95	130	92	127	66	101	63	98
エストニア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
オーストリア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
オランダ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	54,350	74,350	53,000	73,000	37,650	57,650	36,350	56,350
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	6,740	9,210	6,570	9,050	4,670	7,150	4,500	6,980
キプロス	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ギリシャ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	10,190	13,940	9,940	13,690	7,060	10,810	6,810	10,560
クロアチア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
コソボ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ジョージア	ﾗﾘ	308	421	300	413	213	326	206	319
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	107	146	104	143	74	113	71	110
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,250	1,720	1,220	1,680	870	1,330	840	1,300
スペイン	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
スロバキア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
スロベニア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	6,300	12,300	5,900	11,900	6,300	12,300	5,900	11,900	1,600	2,500
アイルランド	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	77	150	72	145	77	150	72	145	20	30
アルバニア	ﾚｸ	4,700	9,200	4,400	8,900	4,700	9,200	4,400	8,900	1,200	1,900
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	17,500	34,170	16,390	33,060	17,500	34,170	16,390	33,060	4,440	6,940
イタリア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	1,740	3,400	1,630	3,285	1,740	3,400	1,630	3,285	440	690
ウズベキスタン	ｿﾑ	525,000	1,025,000	492,000	992,000	525,000	1,025,000	492,000	992,000	133,000	208,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	37	72	34	69	37	72	34	69	9	15
エストニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
オーストリア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
オランダ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	21,000	41,000	19,650	39,650	21,000	41,000	19,650	39,650	5,350	8,350
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	2,600	5,080	2,440	4,920	2,600	5,080	2,440	4,920	660	1,030
キプロス	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ギリシャ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	3,940	7,690	3,690	7,440	3,940	7,690	3,690	7,440	1,000	1,560
クロアチア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
コソボ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ジョージア	ﾗﾘ	119	232	111	225	119	232	111	225	30	47
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	41	80	39	78	41	80	39	78	10	16
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	480	950	450	920	480	950	450	920	120	190
スペイン	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
スロバキア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
スロベニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	12,850	17,550	12,500	17,250	8,900	13,600	8,600	13,300
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ･ｿﾓﾆ	1,254	1,715	1,223	1,685	869	1,331	838	1,300
チェコ	ｺﾙﾅ	2,620	3,580	2,550	3,520	1,810	2,780	1,750	2,710
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ･ｸﾛｰﾈ	815	1,115	795	1,095	565	865	545	845
ドイツ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ･ﾏﾅﾄ	408	558	398	548	283	433	273	423
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ･ｸﾛｰﾈ	1,255	1,715	1,225	1,685	870	1,330	840	1,300
バチカン	ﾊﾞﾁｶﾝ･ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	41,800	57,200	40,800	56,200	29,000	44,400	27,900	43,300
フィンランド	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
フランス	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ブルガリア	ﾚﾌﾞ	214	293	209	288	149	228	143	222
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ･ﾙｰﾌﾞﾙ	340	465	331	456	235	360	227	352
ベルギー	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	509	697	497	684	353	541	341	528
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ･ﾏﾙｶ	214	293	209	288	149	228	143	222
ポルトガル	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
マルタ	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ･ﾚｲ	2,159	2,954	2,106	2,901	1,497	2,291	1,444	2,238
ラトビア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
リトアニア	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ルーマニア	ﾚｲ	545	745	530	730	375	575	365	565
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	109	150	107	147	76	116	73	113
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,310	12,740	9,090	12,510	6,460	9,890	6,230	9,660

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	4,950	9,700	4,650	9,350	4,950	9,700	4,650	9,350	1,250	1,950
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ･ｿﾓﾆ	485	946	454	915	485	946	454	915	123	192
チェコ	ｺﾙﾅ	1,010	1,970	950	1,910	1,010	1,970	950	1,910	260	400
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ･ｸﾛｰﾈ	315	615	295	595	315	615	295	595	80	125
ドイツ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ･ﾏﾅﾄ	158	308	148	298	158	308	148	298	40	63
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ･ｸﾛｰﾈ	485	945	455	915	485	945	455	915	125	190
バチカン	ﾊﾞﾁｶﾝ･ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	16,200	31,500	15,100	30,500	16,200	31,500	15,100	30,500	4,100	6,400
フィンランド	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
フランス	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ブルガリア	ﾚｳﾞ	83	162	78	157	83	162	78	157	21	33
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ･ﾙｰﾌﾞﾙ	131	256	123	248	131	256	123	248	33	52
ベルギー	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	197	384	184	372	197	384	184	372	50	78
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ･ﾏﾙｶ	83	162	78	157	83	162	78	157	21	33
ポルトガル	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
マルタ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ･ﾚｲ	834	1,629	781	1,576	834	1,629	781	1,576	212	331
ラトビア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
リトアニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ルーマニア	ﾚｲ	210	410	195	395	210	410	195	395	55	85
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	3,600	7,030	3,370	6,800	3,600	7,030	3,370	6,800	910	1,430

中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	10,050	13,750	9,800	13,500	7,000	10,700	6,750	10,450
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	430	585	420	575	295	455	285	445
イエメン	ｲｴﾒﾝ･ﾘｱﾙ	60,350	82,600	58,900	81,100	41,850	64,050	40,350	62,600
イスラエル	ｼｪｹﾙ	429	587	418	576	297	455	287	445
イラク	ｲﾗｸ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	163,000	223,000	159,000	219,000	113,000	173,000	109,000	169,000
イラン	ﾘｱﾙ	44,000,000	60,500,000	43,000,000	59,000,000	30,500,000	47,000,000	29,500,000	45,500,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ･ﾘｱﾙ	45.0	62.0	44.0	60.5	31.5	48.0	30.0	47.0
カタール	ｶﾀｰﾙ･ﾘﾔｰﾙ	429	587	418	576	297	455	287	445
クウェート	ｸｳｪｰﾄ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	36.00	49.25	35.25	48.50	25.00	38.25	24.00	37.50
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	440	605	430	590	305	470	295	455
シリア	ｼﾘｱ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	740,900	1,013,650	722,750	995,450	513,650	786,350	495,450	768,200
トルコ	ﾄﾙｺ･ﾘﾗ	2,585	3,535	2,520	3,470	1,790	2,740	1,725	2,680
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	44.0	60.5	43.0	59.5	30.5	47.0	29.5	46.0
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	83	114	81	112	58	88	56	86
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,753,000	2,398,000	1,710,000	2,355,000	1,215,000	1,860,000	1,172,000	1,817,000

中東

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	3,900	7,600	3,650	7,350	3,900	7,600	3,650	7,350	1,000	1,550
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	165	325	155	315	165	325	155	315	40	65
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	23,350	45,550	21,850	44,050	23,350	45,550	21,850	44,050	5,950	9,250
イスラエル	ｼｪｹﾙ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	63,000	123,000	59,000	119,000	63,000	123,000	59,000	119,000	16,000	25,000
イラン	ﾘｱﾙ	17,000,000	33,000,000	16,000,000	32,000,000	17,000,000	33,000,000	16,000,000	32,000,000	4,500,000	7,000,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	17.5	34.0	16.5	33.0	17.5	34.0	16.5	33.0	4.5	7.0
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	166	324	155	313	166	324	155	313	42	66
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	14.00	27.25	13.00	26.25	14.00	27.25	13.00	26.25	3.50	5.50
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	170	330	160	320	170	330	160	320	45	70
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	286,350	559,100	268,200	540,900	286,350	559,100	268,200	540,900	72,750	113,650
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	1,000	1,950	935	1,885	1,000	1,950	935	1,885	255	395
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	17.0	33.5	16.0	32.0	17.0	33.5	16.0	32.0	4.5	7.0
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	32	63	30	61	32	63	30	61	8	13
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	677,000	1,323,000	634,000	1,280,000	677,000	1,323,000	634,000	1,280,000	172,000	269,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16,300	22,300	15,900	21,900	11,300	17,300	10,900	16,900
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	74,100	101,400	72,300	99,500	51,400	78,600	49,500	76,800
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ･ｼﾘﾝｸﾞ	441,000	603,000	430,000	592,000	305,000	468,000	295,000	457,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	3,460	4,730	3,380	4,650	2,400	3,670	2,310	3,590
エチオピア	ﾌﾞﾙ	6,417	8,780	6,260	8,622	4,449	6,811	4,291	6,654
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	1,768	2,419	1,725	2,375	1,226	1,876	1,182	1,833
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	1,254	1,715	1,223	1,685	869	1,331	838	1,300
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
ギニア	ｷﾞﾆｱ･ﾌﾗﾝ	1,019,000	1,394,000	994,000	1,369,000	706,000	1,081,000	681,000	1,056,000
ケニア	ｹﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	15,850	21,650	15,450	21,250	10,950	16,800	10,600	16,400
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ･ﾌﾗﾝ	258,700	354,000	252,400	347,600	179,400	274,600	173,000	268,300
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	2,230	3,051	2,175	2,996	1,546	2,367	1,491	2,312
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ･ﾌﾗﾝ	20,900	28,600	20,400	28,100	14,500	22,200	14,000	21,700
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	70,900	97,000	69,100	95,200	49,100	75,200	47,400	73,500
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	1,633	2,234	1,593	2,194	1,132	1,733	1,092	1,693
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	6,300	12,300	5,900	11,900	6,300	12,300	5,900	11,900	1,600	2,500
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	28,600	55,900	26,800	54,100	28,600	55,900	26,800	54,100	7,300	11,400
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ･ｼﾘﾝｸﾞ	170,000	332,000	159,000	322,000	170,000	332,000	159,000	322,000	43,000	68,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,340	2,610	1,250	2,530	1,340	2,610	1,250	2,530	340	530
エチオピア	ﾌﾞﾙ	2,480	4,843	2,323	4,685	2,480	4,843	2,323	4,685	630	984
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	683	1,334	640	1,291	683	1,334	640	1,291	174	271
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	485	946	454	915	485	946	454	915	123	192
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
ギニア	ｷﾞﾆｱ･ﾌﾗﾝ	394,000	769,000	369,000	744,000	394,000	769,000	369,000	744,000	100,000	156,000
ケニア	ｹﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	6,100	11,950	5,750	11,550	6,100	11,950	5,750	11,550	1,550	2,450
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ･ﾌﾗﾝ	100,000	195,200	93,700	188,900	100,000	195,200	93,700	188,900	25,400	39,700
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	862	1,683	807	1,628	862	1,683	807	1,628	219	342
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ･ﾌﾗﾝ	8,100	15,800	7,600	15,300	8,100	15,800	7,600	15,300	2,100	3,200
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	27,400	53,500	25,700	51,700	27,400	53,500	25,700	51,700	7,000	10,900
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	631	1,232	591	1,192	631	1,232	591	1,192	160	251
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	281,000	384,000	274,000	378,000	195,000	298,000	188,000	291,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	362	496	353	487	251	384	242	376
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	67,900	92,900	66,300	91,300	47,100	72,100	45,400	70,400
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ･ﾄﾞﾙ	2,139	2,927	2,087	2,874	1,483	2,270	1,430	2,218
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,630	2,230	1,590	2,190	1,130	1,730	1,090	1,690
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	509,000	697,000	497,000	684,000	353,000	541,000	341,000	528,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ･ｸﾜﾁｬ	125,400	171,500	122,300	168,500	86,900	133,100	83,800	130,000
マリ	CFAﾌﾗﾝ	71,000	97,000	69,000	95,000	49,000	75,000	47,500	73,500
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	2,140	2,930	2,090	2,880	1,485	2,275	1,430	2,220
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	101,900	139,400	99,400	136,900	70,600	108,100	68,100	105,600
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ･ﾙﾋﾟｰ	5,290	7,240	5,160	7,110	3,670	5,620	3,540	5,490
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	4,250	5,800	4,150	5,700	2,950	4,500	2,850	4,400
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	7,480	10,230	7,290	10,050	5,180	7,940	5,000	7,750
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,165	1,595	1,135	1,565	805	1,235	780	1,205
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	562	769	548	755	390	597	376	583
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	135,800	185,800	132,500	182,500	94,200	144,200	90,800	140,800

アフリカ

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	109,000	212,000	102,000	205,000	109,000	212,000	102,000	205,000	28,000	43,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	140	273	131	264	140	273	131	264	36	56
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	26,300	51,300	24,600	49,600	26,300	51,300	24,600	49,600	6,700	10,400
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ･ﾄﾞﾙ	827	1,614	774	1,562	827	1,614	774	1,562	210	328
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	630	1,230	590	1,190	630	1,230	590	1,190	160	250
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	197,000	384,000	184,000	372,000	197,000	384,000	184,000	372,000	50,000	78,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ･ｸﾜﾁｬ	48,500	94,600	45,400	91,500	48,500	94,600	45,400	91,500	12,300	19,200
マリ	CFAﾌﾗﾝ	27,500	53,500	25,500	51,500	27,500	53,500	25,500	51,500	7,000	11,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	830	1,615	775	1,565	830	1,615	775	1,565	210	330
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	39,400	76,900	36,900	74,400	39,400	76,900	36,900	74,400	10,000	15,600
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ･ﾙﾋﾟｰ	2,050	3,990	1,920	3,860	2,050	3,990	1,920	3,860	520	810
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	1,650	3,200	1,550	3,100	1,650	3,200	1,550	3,100	400	650
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	2,890	5,640	2,710	5,460	2,890	5,640	2,710	5,460	730	1,150
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	450	880	420	850	450	880	420	850	115	180
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	217	424	203	410	217	424	203	410	55	86
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	52,500	102,500	49,200	99,200	52,500	102,500	49,200	99,200	13,300	20,800

附　則

この省令は、旅券法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

○農林水産省令第八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項、第十五条の三第一項及び第二十二条第二項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日　　農林水産大臣　江藤　拓

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ボタンイチゲ	Anemone coronaria L.	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
アルトロポディウム　カンディドゥム	Arthropodium candidum Raoul	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（削る）	（削る）
	Avena nuda L.	飼料作物
	Avena sativa L.	飼料作物
（略）	（略）	（略）
（略）	Brassica napus L. subsp. napus	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. viridis L.	野菜
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）

改正前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
パインアップル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
アルテミシア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
エンバク	Avena sativa L.	飼料作物
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ナタネ	Brassica napus L.	（略）
（略）	（略）	（略）
ケール	（略）	（略）
	Raphanus sativus L. × Brassica oleracea L. var. sabellica L.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
トウガラシ	（略）	（略）
	Capsicum chinense Jacq.	野菜

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Chlorophytum laxum R. Br.	草花
	Chlorophytum saundersiae (Baker) Nordal	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
サカキ	Cleyera japonica Thunb.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	Daphne L.	（略）
（略）	（略）	（略）
エスカリョニア	Escallonia Mutis ex L. f.	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	Eustoma exaltatum (L.) Salisb. ex G. Don subsp. russellianum (Hook.) Kartesz [Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ベンガルボダイジュ	Ficus benghalensis L.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
アイリス（ビアデッドアイリス、球根アイリス、カキツバタ及びコアヤメを除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ラシュナリア	Lachenalia Jacq. f. ex Murr.	草花
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
オリヅルラン	Chlorophytum comosum (Thunb.) Jacques	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ボタンクサギ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ジンチョウゲ	Daphne odora Thunb.	（略）
（略）	（略）	（略）
エスカリョニア　ラエウィス	Escallonia laevis (Vell.) Sleumer	（略）
（略）	（略）	（略）
トルコギキョウ	Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners [Eustoma exaltatum subsp. russellianum (Hook.) Kartesz] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	（略）
（略）	（略）	（略）
フェストロリウム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
アイリス（ビアデッドアイリス、球根アイリス及びカキツバタを除く。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
クニフォフィア	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
	Ocimum tenuiflorum L. [Ocimum sanctum L.]	工芸作物
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
（略）	Pholiota microspora (Berk.) Sacc.	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（削る）	（削る）
	Portulaca grandiflora Hook.	草花
	Portulaca oleracea L.	草花
	Portulaca umbraticola Kunth	草花
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
むきたけ	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemelä & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	きのこ
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Veronica catarractae G. Forst. [Parahebe catarractae (G. Forst.) W. R. B. Oliv.]	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Agathosma Willd.	観賞樹
	Banksia integrifolia L.f.	観賞樹
	（略）	（略）

バジル	Ocimum basilicum L.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
むきたけ	Panellus serotinus (Fr.) kühn	きのこ
（略）	（略）	（略）
なめこ	Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai	（略）
（略）	（略）	（略）
マツバボタン	Portulaca grandiflora Hook.	草花
スベリヒユ	Portulaca oleracea L.	草花
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
サルココッカ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ウェロニカ	Veronica bachofenii Heuff.	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
その他観賞樹	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	Chamaecyparis pisifera (Siebold & Zucc.) Endl.	（略）

	（略）	（略）
	Conradina canescens A. Gray	観賞樹
	Eucalyptus deglupta Blume	観賞樹
	Ficus microcarpa L.f.	観賞樹
	（略）	（略）
	Ilex vomitoria Sol. ex Aiton	観賞樹
	Juniperus scopulorum Sarg	観賞樹
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	Philadelphus L.	観賞樹
	（略）	（略）
	Prunus laurocerasus L.	観賞樹
	（略）	（略）
	Syzygium buxifolium Hook. et Arn.	観賞樹
	Thymus L.	観賞樹
	Ugni molinae Turcz.	観賞樹
	Viburnum odoratissimum Ker Gawl.	観賞樹
	Vitex trifolia L.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Ludisia discolor (Ker Gawl.) A. Rich.	草花
（略）	（略）	（略）
	Cuphea linarioides Cham. & Schltdl.	草花
	Delairea odorata Lem.	草花
	Echinops ritro L.	草花
	Echinopsis calochlora K. Schum.	草花
	Euploca ovalifolia (Forssk.) Diane & Hilger	草花

	Choisya x dewitteana Geerinck	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	Forsythia x intermedia Zabel	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	Parrotia persica (DC.) C. A. Mey.	（略）
	（新設）	（新設）
	Picea glauca (Moench) Voss	（略）
	（新設）	（新設）
	Schizophragma hydrangeoides Siebold & Zucc.	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
その他ラン類	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
その他草花（その他球根類及びその他ラン類を除く。）	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

	Iris sibirica L.	草花
	Leontopodium nivale (Ten.) Hand.-Mazz.	草花
	（略）	（略）
	Lythrum salicaria L.	草花
	Mammillaria humboldtii C. Ehrenb.	草花
	Nepeta L.	草花
	Omphalodes linifolia (L.) Moench	草花
	（略）	（略）
	Rehmannia piasezkii Maxim. × Rehmannia elata N.E. Br. ex Prain	（略）
	Tradescantia cerinthoides Kunth	草花

別表第二（第五条関係）

学　　名	和　　名
（略）	（略）
（略）	落花生種
（略）	（略）
Brassica napus L. subsp. napus	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
Chlorophytum laxum R. Br.	クロロフィツム　ラクサム種
（略）	（略）
（略）	（略）
Coprosma J.R. et G. Forst.	コプロスマ属
（略）	（略）
（略）	（略）
Cucurbita maxima Duch.	セイヨウカボチャ種
Cucurbita moschata Duch.	ニホンカボチャ種

	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	Lepidium virginicum L.	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	Rehmannia piasezkii Maxim × Rehmannia elata N.E. Br. ex Prain	（略）
	（新設）	（新設）

別表第二（第五条関係）

学　　名	和　　名
（略）	（略）
Arachis hypogaea L.	ラッカセイ種
（略）	（略）
Brassica napus L.	ナタネ種
（略）	（略）
Chlorophytum comosum (Thunb.) Jacques	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Convolvulus L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Cucurbita L.	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

Cucurbita pepo L.	ペポカボチャ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Curio ficoides (L.) P. V. Heath	キュリオ　フィコイデス種
（略）	（略）
（略）	（略）
Daphne bholua Buch.-Ham. ex D. Don	ダフネ　ブホルア種
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）
Euploca ovalifolia (Forssk.) Diane & Hilger	エウプロカ　オウァリフォリア種
（略）	（略）
Eustoma exaltatum (L.) Salisb. ex G. Don subsp. russellianum (Hook.) Kartesz [Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	トルコギキョウ亜種
（略）	（略）
（略）	（略）
Fargesia nitida (Mitford) Keng f. ex T. P. Yi	ファルゲシア　ニティダ種
（略）	（略）
Ficus microcarpa L.f.	ガジュマル種
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
Omphalodes linifolia (L.) Moench	（略）
（略）	（略）

（新設）	（新設）
（略）	（略）
Curcuma longa L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Dahlia Cav.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Escallonia laevis (Vell.) Sleumer	エスカリョニア　ラエウィス種
（略）	（略）
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners [Eustoma exaltatum subsp. russellianum (Hook.) Kartesz] [Eustoma russellianum (Hook.) G. Don]	トルコギキョウ種
（略）	（略）
Fargesia murielae (Gamble) T.P.Yi	（略）
（新設）	（新設）
Ficus elastica Roxb. ex Hornem.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Heliotropium ovalifolium Forssk.	ヘリオトロピウム　オウァリフォリウム種
（略）	（略）
Omphalodes linifolia (L.) Moench	オンファロデス　リニフォリア種
（略）	（略）

（略）	（略）
Othonna L.	オトンナ属
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
Pholiota microspora (Berk.) Sacc.	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
Portulaca umbraticola Kunth	ハナスベリヒユ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemela & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	むきたけ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Sedum makinoi Maxim.	マルバマンネングサ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Valeriana fauriei Briq.	カノコソウ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Veronica catarractae G. Forst. [Parahebe catarractae (G. Forst.) W. R. B. Oliv.]	ウェロニカ　カタラクタエ種
（略）	（略）

Osteospermum L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Panellus serotinus (Fr.) kühn	むきたけ種
（略）	（略）
Parahebe catarractae (G. Forst.) W. R. B. Oliv.	パラヘーベ　カタラクタエ種
（略）	（略）
Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai	なめこ種
（略）	（略）
Portulaca oleracea L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Sarcococca Lindl.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Sedum lineare Thunb.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Vaccinium vitis-idaea L.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Veronica bachofenii Heuff.	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

別表第三の三（第十一条の三関係）

農林水産植物の区分	特別な調査を要する重要な形質	金　額
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	根こぶ病抵抗性	二十八万円
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	葉焼病抵抗性	二十万円
（略）	（略）	（略）
（略）	（削る）	（削る）
	スクロース含有	（略）
	（略）	（略）
	ＧＡＢＡ含有量	十三万五千円
	（略）	（略）
	トマト黄化葉巻ウイルス抵抗性（イスラエル系統）	（略）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

別表第三の三（第十一条の三関係）

農林水産植物の区分	特別な調査を要する重要な形質	金　額
（略）	（略）	（略）
テンサイ	根中糖分含有率	八千五百円
	糖量	八千五百円
	ナトリウム含有量	二万二千円
	カリウム含有量	二万二千円
	可溶性窒素含有量	四万八千円
ナタネ	（略）	（略）
	晩夏まき抽だい性	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ダイズ	（略）	（略）
	ハスモンヨトウ抵抗性（非選好性）	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
トマト	全固形物量	一万七千円
	スクロース含有量の有無	（略）
	リコペン含有量	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）イスラエル系統抵抗性）	（略）
	黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）マイルド系統抵抗性）	二十万円
	かいよう病抵抗性	二十万円
（略）	（略）	（略）

別表第四（第十七条関係）

名称審査区分	類似の農林水産植物の区分	
	学　名	和　名
属より細分化された区分		
（略）	（略）	（略）
（略）	Beta vulgaris Fodder Beet Group [Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. alba DC. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. crassa Alef. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. crassa Mansf. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. rapacea K. Koch]	飼料用ビート類
	Beta vulgaris Garden Beet Group [Beta vulgaris ssp. vulgaris var. conditiva Alef. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. esculenta L. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. hortensis]	テンサイ類
（略）	Beta vulgaris Garden Beet Group [Beta vulgaris ssp. vulgaris var. conditiva Alef. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. esculenta L. B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. hortensis]	ビートルート類
	Beta vulgaris Leaf Beet Group [Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. flavescens DC. f. Crispa B. vulgaris L. var. cicla (L.) Ulrich B. vulgaris L. ssp. vulgaris var. vulgaris]	フダンソウ類
	（削る）	（削る）

別表第四（第十七条関係）

名称審査区分	類似の農林水産植物の区分	
	学　名	和　名
属より細分化された区分		
（略）	（略）	（略）
CLASS 2.1	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. alba DC.	飼料用ビート
	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. saccharifera Alef.	テンサイ
CLASS 2.2	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. conditiva Alef. [B. vulgaris L. var. rubra L.]	ビートルート
	Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. vulgaris	スイスチャード
	Beta vulgaris L. var. cicla L.	スピニッシュビート

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
CLASS 5.1	Allium cepa L.	タマネギ
	Allium fistulosum L.	ネギ
CLASS 5.2	Allium sativum L.	ニンニク
CLASS 5.3	Allium L. (class 5.1及びclass 5.2を除く。)	class 5.1及びclass 5.2を除くネギ属に属する種類
複数の属からなる区分		
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
	× Trititrigia Tzvelev	トリティトリギア属
（略）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	Megathyrsus (Pilg.) B. K. Simon & S. W. L. Jacobs	メガティルスス属
	Panicum L.	パニカム属
	Setaria L.	エノコログサ属
	Steinchisma Raf.	ステインキスマ属
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	（略）
	（略）	（略）
	（削る）	（削る）
	（略）	（略）
	Pholiota microspora (Berk.) Sacc.	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
CLASS 4.4	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
複数の属からなる区分		
CLASS 201	（略）	（略）
	Triticum L.	（略）
	（新設）	（新設）
CLASS 202	Panicum L.	パニカム属
	Setaria L.	エノコログサ属
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
CLASS 211	（略）	（略）
	Lentinus edodes (Berk.) Sing.	しいたけ
	（略）	（略）
	Panellus serotinus	むきたけ
	（略）	（略）
	Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai	なめこ
	（略）	（略）
	Polyporus tuberaster (Jacquin ex Persoon) Fries	（略）

	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemelä & G.F. Qin) T. Saito, A. Tonouchi & Y. Harada	むきたけ		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二十九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年三月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種又は品目	名　称	申　請　者
とうもろこし	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（ＤＰ５１２９１）	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社

○内閣府告示第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（令和五年内閣府告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年三月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後			改　正　前		
都道府県が行う補助金等の交付に関する事務			都道府県が行う補助金等の交付に関する事務		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容	補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
（項）　地域子ども・子育て支援及び仕事・子育て両立支援事業費			（項）　地域子ども・子育て支援及び仕事・子育て両立支援事業費		
（目）　子ども・子育て支援交付金			（目）　子ども・子育て支援交付金		

（項）	業務取扱費		
（目）	子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に関するもの）及び子ども・子育て支援金制度施行準備事業（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に関するもの）に係るものに限る。）		

（項）	業務取扱費		
（目）	子ども・子育て支援事業費補助金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に係るものであって児童手当制度改正実施円滑化事業に関するものに限る。）		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○文部科学省告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、令和七年三月十三日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年三月十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

名称	構造及び形式	所在地
さっぽろテレビ塔	鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、高さ一四四メートル、脚間三五メートル、地下二階付	北海道札幌市中央区大通西一丁目一他
本行寺本堂	木造平屋一部二階建一部地階付、銅板葺、建築面積八四一平方メートル	北海道釧路市弥生二丁目三一他
本行寺旧納骨堂	木造平屋建、鉄板葺、建築面積八八平方メートル、渡廊下付	北海道釧路市弥生二丁目三一他
齋藤家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一六二平方メートル	宮城県角田市角田字町二〇八他
齋藤家住宅祠	木造平屋建、銅板葺、建築面積〇・二平方メートル	宮城県角田市角田字町二〇八
齋藤家住宅門及び塀	門　木造、鉄板葺、間口一・二メートル　塀　木造、鉄板葺、総延長二三メートル	宮城県角田市角田字町二〇八
古川家住宅穀蔵	土蔵二階建、瓦葺、建築面積七七平方メートル	福島県会津若松市柳原町一丁目三七〇
古川家住宅座敷蔵	土蔵二階建、瓦葺、建築面積六六平方メートル	福島県会津若松市柳原町一丁目三七〇
旧紫山塾主屋	木造二階建、銅板葺、建築面積九二平方メートル	茨城県土浦市真鍋五丁目二一三二
江原本家清芳山荘（旧木村清四郎邸）	木造平屋建、瓦葺、建築面積一八八平方メートル	群馬県前橋市富士見町赤城山字竜ノ口一八二五―三九他
江原本家奥庫（旧朝日町奥庫）	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三五平方メートル	群馬県前橋市富士見町赤城山字竜ノ口一八二五―四七他
江原本家質庫（旧朝日町質庫）	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三五平方メートル	群馬県前橋市富士見町赤城山字竜ノ口一八二五―四七他
江原本家大庫（旧朝日町醤油醸造蔵）	木造平屋建、瓦葺、建築面積一五九平方メートル	群馬県前橋市富士見町赤城山字竜ノ口一八二五―四七他
下村家住宅主屋	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積一〇六平方メートル	群馬県前橋市紅雲町一丁目二四五
下村家住宅稲荷社	木造平屋建、鉄板葺、建築面積〇・二平方メートル	群馬県前橋市紅雲町一丁目二四五―二六
廣池千九郎谷川記念館麗澤館（旧主屋及び旧浴場）	木造平屋建、杉皮葺、建築面積九四平方メートル	群馬県利根郡みなかみ町谷川字上原五五七―一他

廣池千九郎谷川記念館神壇	木造平屋建、杉皮葺、建築面積七・三平方メートル	群馬県利根郡みなかみ町谷川字上原五五七―一他	
廣池千九郎大穴記念館偲ぶの湯（旧洞窟温泉）	コンクリート造、延長七・〇メートル	群馬県利根郡みなかみ町大穴字高平七三五―	
廣池千九郎大穴記念館脱衣場	木造平屋建、杉皮葺、建築面積二五平方メートル	群馬県利根郡みなかみ町大穴字高平七三五―	
越谷久伊豆神社本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積三四平方メートル	埼玉県越谷市越ヶ谷一七〇〇	
越谷久伊豆神社神楽殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積二〇平方メートル	埼玉県越谷市越ヶ谷一七〇〇	
越谷久伊豆神社手水舎	木造、銅板葺、面積四・四平方メートル、手水鉢付	埼玉県越谷市越ヶ谷一七〇〇	
宮本家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積七七平方メートル	千葉県千葉市中央区蘇我二丁目一三六―一	
旧明石家住宅石蔵	石造二階建、瓦葺、建築面積三九平方メートル	千葉県銚子市新地町一四六九―五六	
旧飯田家住宅店舗兼主屋	木造二階建、鉄板葺及び瓦葺、建築面積七八平方メートル、防火水槽付	東京都中央区佃一丁目八	
旧宮脇ビル（川崎プランドデザインビルヂング）	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積四五平方メートル	東京都中央区銀座一丁目二〇七	
銀座大野屋店舗兼主屋	木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積三九平方メートル	東京都中央区銀座五丁目二〇二―一三	
日本聖公会東京教区東京聖十字教会聖堂	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一〇四平方メートル	東京都世田谷区若林四丁目二二〇―五	
ソルフェージスクール	鉄筋コンクリート造三階建、人工スレート葺、建築面積九六平方メートル	東京都豊島区目白四丁目一四三四―二	
旧辻陶房主屋兼作業場	木造平屋建、瓦葺、建築面積一〇八平方メートル	東京都多摩市連光寺三丁目二八―九	
旧辻陶房登り窯	連房式登り窯、建築面積二四平方メートル	東京都多摩市連光寺三丁目二八―九	
舘家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二五六平方メートル	福井県鯖江市和田町一七字二ノ和田一〇―一他	
舘家住宅内蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積三六平方メートル	福井県鯖江市和田町一七字二ノ和田一〇―一他	

舘家住宅外蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積三九平方メートル	福井県鯖江市和田町一七字二ノ和田一〇―一他	
舘家住宅長屋門	木造平屋建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	福井県鯖江市和田町一七字二ノ和田一〇―一他	
湯浅家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一七八平方メートル	福井県大飯郡高浜町宮崎四五字西宮崎一〇	
湯浅家住宅新座敷	木造平屋建、瓦葺、建築面積一三八平方メートル	福井県大飯郡高浜町宮崎四五字西宮崎一〇	
湯浅家住宅宝蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積五二平方メートル	福井県大飯郡高浜町宮崎四五字西宮崎一〇	
湯浅家住宅米蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四九平方メートル	福井県大飯郡高浜町宮崎四五字西宮崎一〇	
萩原家住宅（旧大木家住宅）翁姿庵茶室	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積一三平方メートル	山梨県甲府市湯村三丁目五〇八―一	
萩原家住宅（旧大木家住宅）翁姿庵雪隠	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積四・一平方メートル	山梨県甲府市湯村三丁目五〇八―一	
小澤家住宅主屋	木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積二三四平方メートル	山梨県富士吉田市上吉田六丁目一三二	
旧宮下家住宅（柏屋）米蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積三九平方メートル	山梨県富士吉田市上吉田四丁目二六四	
栄橋	鉄筋コンクリート造ローゼ桁橋、橋長八七メートル、幅員六・〇メートル、親柱付	長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町字外川原～大字高野町字北岩水	
野沢温泉ロッヂ	木造及び鉄筋コンクリート造地上三階地下一階建、鉄板葺、建築面積七九平方メートル	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷字大ナデ七八一二―二他	
宝厳寺弁才天堂	木造平屋建、檜皮葺、建築面積四三九平方メートル	滋賀県長浜市早崎町一六六四―三	
旧山根家住宅店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一八九平方メートル	滋賀県米原市柏原字西町二二〇二	
京都市役所本庁舎	鉄筋コンクリート造地上四階地下一階建、建築面積三、三三八平方メートル、塔屋付	京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町四八八他	
乃木神社本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積四九平方メートル	京都府京都市伏見区桃山町板倉周防三七―一他	
乃木神社拝殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積五八平方メートル	京都府京都市伏見区桃山町板倉周防三七―一他	

乃木神社記念館	石造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積八二平方メートル	京都府京都市伏見区桃山町板倉周防三七―一他
乃木神社宝物館	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積五四平方メートル	京都府京都市伏見区桃山町板倉周防三七―一他
乃木神社神門及び袖塀	神門　木造、銅板葺、間口五・五メートル　袖塀　木造、瓦葺、総延長二七メートル	京都府京都市伏見区桃山町板倉周防三七―一他
井口家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一二三平方メートル	京都府京都市左京区岡崎円勝寺町九一―四七
井口家住宅表門及び塀	表門　鉄筋コンクリート造、間口二・二メートル　塀　鉄筋コンクリート造、総延長六一メートル	京都府京都市左京区岡崎円勝寺町九一―四七
向日庵（旧寿岳家住宅）主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一二〇平方メートル	京都府向日市上植野町浄徳一〇―一
向日庵（旧寿岳家住宅）門及び土留	門　鉄筋コンクリート造、間口一・七メートル　土留　石積、総延長三八メートル	京都府向日市上植野町浄徳一〇―一
柳町会議所（旧馬場家住宅主屋）	木造二階建、瓦葺、建築面積一一四平方メートル	京都府亀岡市柳町一四―一
戎井家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二〇九平方メートル	大阪府大阪市平野区平野東二丁目四一他
戎井家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四六平方メートル	大阪府大阪市平野区平野東二丁目四三
貝塚寺内町まちや館（旧田中家住宅主屋）	木造二階建、瓦葺、建築面積六二平方メートル	大阪府貝塚市北町四六一
石切劔箭神社本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積一五平方メートル	大阪府東大阪市東石切町一丁目六九一
石切劔箭神社拝殿及び幣殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積一三〇平方メートル	大阪府東大阪市東石切町一丁目六九一
石切劔箭神社透塀	木造、銅板葺、総延長二六メートル	大阪府東大阪市東石切町一丁目六九一
石切劔箭神社絵馬殿	木造二階建、銅板葺、建築面積八三平方メートル	大阪府東大阪市東石切町一丁目七三六他
萩野家住宅洋館	木造二階建、瓦葺、建築面積四六平方メートル	兵庫県神戸市須磨区潮見台町一丁目二八
萩野家住宅座敷棟	木造平屋建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積六九平方メートル	兵庫県神戸市須磨区潮見台町一丁目二八

萩野家住宅土蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積三四平方メートル	兵庫県神戸市須磨区潮見台町一丁目二八
旧野中外科診療棟	木造二階建、鉄板葺、建築面積八六平方メートル	兵庫県姫路市福中町一一
旧野中外科病棟	木造二階建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積九八平方メートル	兵庫県姫路市福中町一一
西宮神社本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積一〇〇平方メートル	兵庫県西宮市社家町一一
西宮神社東翼殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積一六平方メートル	兵庫県西宮市社家町一一
西宮神社西翼殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積一六平方メートル	兵庫県西宮市社家町一一
西宮神社拝殿	鉄筋コンクリート造平屋建、銅板葺、建築面積二一五平方メートル	兵庫県西宮市社家町一一
西宮神社手水舎	木造平屋建、銅板葺、面積一三平方メートル	兵庫県西宮市社家町一一
西宮神社銅鐘舎（旧燈籠覆屋）	木造平屋建、銅板葺、面積三・二平方メートル	兵庫県西宮市社家町一一
井田家住宅主屋	木造二階建、鉄板葺、建築面積一五〇平方メートル	兵庫県芦屋市三条町一五四
井田家住宅蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積一五平方メートル	兵庫県芦屋市三条町一五四
旧布江田家住宅（はる家ならまち）主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一七四平方メートル	奈良県奈良市南袋町三一―四
旧布江田家住宅（はる家ならまち）蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一九平方メートル	奈良県奈良市南袋町三一―四
旧布江田家住宅（はる家ならまち）表門及び塀	表門　木造、木造、瓦葺、間口二・〇メートル　塀　木造、瓦葺、総延長一五メートル	奈良県奈良市南袋町三一―四
さくら茶屋（山本家住宅長屋）	木造二階建、瓦葺、建築面積一七一平方メートル	奈良県御所市一六〇三―一八他
上田家住宅主屋	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積一四七平方メートル	奈良県吉野郡吉野町大字山口五八八
上田家住宅蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二六平方メートル	奈良県吉野郡吉野町大字山口五八八
上田家住宅表門及び塀	表門　木造、銅板葺、間口二・二メートル　塀　木造、銅板葺、総延長二〇メートル、木戸門付	奈良県吉野郡吉野町大字山口五八八―一

上田家住宅客門及び塀	客門　木造、瓦葺、間口一・八メートル　木造、銅板葺、総延長四・六メートル　塀	奈良県吉野郡吉野町大字山口五八八―一
上田家住宅石垣	石造、延長五一メートル	奈良県吉野郡吉野町大字山口五八八―一他
金剛峯寺奥殿（旧貴賓館）	木造平屋建、銅板葺、建築面積三三〇平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二
金剛峯寺別殿（旧客殿）	木造平屋建、銅板葺、建築面積三六三平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二
金剛峯寺応接室（旧貴賓館附属浴室）	木造平屋建、銅板葺、建築面積五二平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一三六
金剛峯寺奥殿渡廊下	木造平屋建、銅板葺、建築面積二六平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一三七
金剛峯寺阿字観堂	木造平屋建、銅板葺、建築面積八九平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一三六
金剛峯寺新書院	木造平屋建、銅板葺、建築面積一六八平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一三六
金剛峯寺真松庵	木造平屋建、銅板葺、建築面積一一七平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一三六
金剛峯寺勅使門	木造、檜皮葺、間口三・五メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一三七
金剛峯寺奥殿塀	木造、銅板葺、延長八一メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字本中院谷一三七
常喜院本堂（旧最勝院本堂）	土蔵造平屋建、銅板葺、建築面積三二四平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字南谷三六四
常喜院客殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積三六一平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字南谷三六五
常喜院拝殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積二六八平方メートル	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字南谷三六四
常喜院山門	木造、銅板葺、間口三・五メートル、袖塀付	和歌山県伊都郡高野町大字高野山字南谷三六四

旧米子角盤町郵便局舎（ＹＯＲＡＩＹＡ角盤）	木造二階建、瓦葺、建築面積五六平方メートル	鳥取県米子市角盤町三丁目八二
生田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二二七平方メートル	鳥取県西伯郡南部町東上一〇一〇
旧山陰合同銀行根雨支店店舗	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一二六平方メートル	鳥取県日野郡日野町根雨字屋敷四六六
旧小野産婦人科医院	木造三階建、鉄板葺、建築面積一〇〇平方メートル	広島県尾道市十四日元町五一四―三
旧小林家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一七二平方メートル	広島県尾道市長江二丁目一一二五―一
伊原惣十郎家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三一九平方メートル	広島県東広島市高屋町白市一〇八〇
伊原惣十郎家住宅離れ及び茶室	木造平屋建、瓦葺、建築面積七四平方メートル	広島県東広島市高屋町白市一〇八〇
伊原惣十郎家住宅三階蔵	土蔵造三階建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	広島県東広島市高屋町白市一〇八〇
伊原惣十郎家住宅門及び塀	門　木造、瓦葺、間口二・四メートル　塀　木造、瓦葺、総延長一三メートル	広島県東広島市高屋町白市一〇八〇―一
大藤家住宅離座敷	木造二階建、瓦葺、建築面積七六平方メートル	広島県東広島市高屋町白市一〇五五
大藤家住宅釜場	木造平屋建、瓦葺、建築面積九三平方メートル	広島県東広島市高屋町白市一〇五八―二
大藤家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	広島県東広島市高屋町白市一〇五五
山中家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六一平方メートル	広島県廿日市市宮島町字中之町五二四
旧案野酒場店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一六五平方メートル	山口県山口市徳地島地字下土井ノ内二七二―二他
旧案野酒場座敷	木造二階建、瓦葺、建築面積五二平方メートル	山口県山口市徳地島地字下土井ノ内二七二―二他
旧案野酒場酒造場	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積四五七平方メートル	山口県山口市徳地島地字下土井ノ内二七二―二他
旧案野酒場門及び塀	門　木造、瓦葺、間口一・六メートル　塀　木造、瓦葺、総延長九・九メートル	山口県山口市徳地島地字下土井ノ内二七二―二
旧小川村役場庁舎	木造二階一部平屋建、人工スレート葺、建築面積一七五平方メートル	山口県萩市大字中小川字三明中六二〇―一

旧石川家住宅主屋	土蔵造二階建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一七三平方メートル	香川県坂出市元町三丁目一四六八
仙波家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一六〇平方メートル	愛媛県松山市北久米町三九四
仙波家住宅露地門及び塀	露地門　木造、瓦葺、間口一・四メートル塀付　木造、瓦葺、総延長七・七メートル、土塀	愛媛県松山市北久米町三九四
旧九州芸術工科大学環境画像棟	鉄筋コンクリート造六階建、建築面積八〇八平方メートル、広場付	福岡県福岡市南区塩原四丁目九―一
旧九州芸術工科大学工業音響棟	鉄筋コンクリート造六階建、建築面積八一三平方メートル	福岡県福岡市南区塩原四丁目九―一
旧九州芸術工科大学画像特殊施設棟	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積二七五平方メートル	福岡県福岡市南区塩原四丁目九―一
旧九州芸術工科大学音響特殊施設棟	鉄筋コンクリート造三階建、建築面積三七二平方メートル、渡廊下付	福岡県福岡市南区塩原四丁目九―一
旧九州芸術工科大学工作工房	鉄筋コンクリート造三階一部二階建、建築面積四八六平方メートル	福岡県福岡市南区塩原四丁目九―一
旧大學湯	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一五五平方メートル	福岡県福岡市東区箱崎三丁目三二九六
旧玉乃井旅館	木造二階建、瓦葺、建築面積三二二平方メートル	福岡県福津市津屋崎四丁目一〇二三―一
旧黒木家住宅店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一七四平方メートル	宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町五九八―四

○文部科学省告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、令和七年三月十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年三月十三日　文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
茅ヶ崎館浴室棟	平成二十一年文部科学省告示第四号	神奈川県茅ヶ崎市中海岸三―一一五九五―一他
旧酢屋呉服店土蔵	令和四年文部科学省告示第百三十七号	新潟県上越市中央三丁目九七六―二
輪島験潮場	平成二十八年文部科学省告示第百七十四号	石川県輪島市輪島崎町
齋藤家住宅離れ	平成十七年文部科学省告示第百八十四号	長野県長野市松代町清野字新馬喰町一九四八―一
齋藤家住宅近土蔵	平成十七年文部科学省告示第百八十四号	長野県長野市松代町清野一九四七―一
齋藤家住宅米蔵及び質蔵	平成十七年文部科学省告示第百八十四号	長野県長野市松代町清野字新馬喰町一九四八―一他
川嶋家住宅主屋	平成二十四年文部科学省告示第百十七号	滋賀県大津市中央二―四〇一
川嶋家住宅土蔵	平成二十四年文部科学省告示第百十七号	滋賀県大津市中央二―四〇一
木水家住宅主屋	平成八年文部省告示第二百十一号	兵庫県神戸市東灘区御影郡家二丁目三一八―一〇
日本真珠会館	平成十七年文部科学省告示第百二十六号	兵庫県神戸市中央区東町一二二
中国電力株式会社豊川発電所本館	平成二十七年文部科学省告示第五十八号	島根県益田市猪木谷町口四五八

○文部科学省告示第三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、文化財登録原簿に登録した次の表の上欄に掲げる登録有形文化財の名称を令和七年三月十三日付けをもって同表の下欄のように改めたので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年三月十三日　文部科学大臣　阿部　俊子

上欄			下欄
名称	関係告示	所在地	名称
ゆとうや旅館詠帰亭及び扶老亭	平成二十七年文部科学省告示第百二十五号	兵庫県豊岡市城崎町湯島字愛宕三七三	ゆとうや旅館詠帰亭

○文部科学省告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、令和七年三月十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年三月十三日　文部科学大臣　阿部　俊子

名称	関係告示	所在地
安楽寺本堂	平成二十八年文部科学省告示第百七十四号	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野八七六
安楽寺経蔵	平成二十八年文部科学省告示第百七十四号	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野八七六
安楽寺鐘楼	平成二十八年文部科学省告示第百七十四号	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野八七六
安楽寺山門及び塀	平成二十八年文部科学省告示第百七十四号	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野八七六

○農林水産省告示第四百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項及び種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十二号）第五条第二項の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第五百八十九号（種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質及び重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年三月十三日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後			改正前		
区分	重要な形質	選択形質	区分	重要な形質	選択形質
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	パインアップル	（略）	（略）
ボタンイチゲ	草丈、株幅、葉の長さ、葉の幅、葉の緑色の濃淡、花茎のアントシアニン着色の有無、花の直径、がく片の数、がく片の形、がく片の先端の形、がく片の長さ、がく片の幅、がく片の表面の色数、がく片の表面の主な色、がく片の表面の二次色、がく片の表面の二次色の分布、がく片の表面の二次色の型、がく片の裏面の色数、がく片の裏面の主な色、がく片の裏面の二次色、がく片の裏面の二次色の分布、がく片の裏面の二次色の型、弁化した仮雄ずいの有無、弁化した仮雄ずいの形、弁化した仮雄ずいの長さ、弁化した仮雄ずいの幅、弁化した仮雄ずいの表面の色数、弁化した仮雄ずいの表面の主な色、弁化した仮雄ずいの表面の二次色、花盤の色（弁化した仮雄ずいが無の品種に限る。）、花糸の色（弁化した仮雄ずいが無の品種に限る。）、やくの色（弁化した仮雄ずいが無の品種に限る。）		（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	アルテミシア	（略）	（略）
アルトロポディウム　カンディドゥム	草丈、株幅、葉の長さ、葉の幅、葉の横断面の形、葉の主な色、葉の二次色の有無、葉の二次色、葉の斑の有無、葉の斑の色、葉の斑の分布、新葉の主な色、新葉の二次色の有無、新葉の二次色、新葉の斑の有無、新葉の斑の色、花茎の色、花の幅、花弁の色、花弁の向き、花糸の毛の有無、やくの色、果実の形		（新設）	（新設）	（新設）

（略）	（略）	（略）
（略）	種子の外穎の色、草姿、最下位葉の葉しょうの毛の多少、葉身の周縁の毛の多少、止め葉が反曲した植物体の出現の多少、出穂期、茎の数、茎の最上節の毛の多少、葉しょうの白粉の多少、包穎の白粉の多少、穂の分枝の向き、包穎の長さ、乳熟期の第一穎果の外穎の白粉の多少、草丈、穂の長さ、原麦粒の殻の有無、第一穎果の外穎後部の毛の有無（種子の外穎の色が褐か黒の品種に限る。）、第一穎果の基部の毛の多少、第一穎果の基部の毛の長さ、第一穎果の芒の出現頻度、第一穎果の外穎の長さ、第一穎果の小穂軸の長さ、まき性、千粒重、冠さび病抵抗性	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	種子の胚の数、倍数性、胚軸の色、胚軸の赤色個体の割合、葉の展開角度、葉の数、葉の長さ、葉の幅、葉身の長さに対する幅、葉身の先端の形、葉身の緑色の濃淡、葉身の表面の光沢、葉身の波打ち、葉身の表面の縮み、葉の葉脈の色、葉柄の長さ、葉柄の幅、葉柄の色、草高、根の形、根の長さ、根の幅、根の幅に対する長さ、根の土中の位置、根の露出部の色、根の地下部の色、根の重量、根中糖分含有率	根中糖分含有率
（略）	（略）	（略）
（略）	種子のエルシン酸含有の有無、子葉の長さ、子葉の幅、葉の緑色の濃淡、葉の白粉の有無、小葉の有無、小葉の数、葉の鋸歯の多少、開花期、花弁の主な色、花弁の長さ、花弁の幅、花粉の有無、草丈、側枝を含む草丈、さやの長さ、さやの太さ、さやの嘴部の長さ、果柄の長さ、春まき抽だい性、晩夏まき抽だい性、根こぶ病抵抗性	春まき抽だい性、晩夏まき抽だい性、根こぶ病抵抗性
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
エンバク	草姿、最下位葉の葉しょうの毛の多少、止め葉下の葉身の周縁の毛の多少、止め葉が反曲した植物体の出現の多少、出穂期、茎の数、茎の最上節の毛の有無、茎の最上節の毛の多少、穂の分枝の向き、包穎の白粉の多少、包穎の長さ、乳熟期の第一穎果の外穎の白粉の多少、草丈、穂の長さ、原麦粒の殻の有無、第一穎果の基部の芒の着生の多少、第一穎果の外穎の長さ、原麦粒の外穎の色、第一穎果の外穎後部の毛の有無（白、黄色種を除く。）、第一穎果の基部の毛の多少、第一穎果の基部の毛の長さ、第一穎果の小穂軸の長さ、まき性、千粒重、冠さび病抵抗性	（略）
（略）	（略）	（略）
テンサイ	草姿、葉色、葉形、葉長、葉身の大きさ、葉柄長、葉柄の太さ、葉数、葉面縮、根形、根長、根周、露肩の露出程度、クラウンの大きさ、分岐根の多少、しわの多少、肉質、トップ重、収量性、Ｔ／Ｒ比、根中糖分含有率、糖量、ナトリウム含有量、カリウム含有量、可溶性窒素含有量、はいの数、はい軸の赤色個体率、倍数性、熟期、抽だい性	根中糖分含有率、糖量、ナトリウム含有量、カリウム含有量、可溶性窒素含有量
（略）	（略）	（略）
ナタネ	種子のエルシン酸含有の有無、子葉の長さ、子葉の幅、葉の緑色の濃淡、葉の白粉の有無、小葉の有無、小葉の数、葉の鋸歯の多少、開花期、花弁の主な色、花弁の長さ、花弁の幅、花粉の有無、草丈、側枝を含む草丈、さやの長さ、さやの太さ、さやの嘴部の長さ、果柄の長さ、春まき抽だい性、晩夏まき抽だい性	春まき抽だい性、晩夏まき抽だい性
（略）	（略）	（略）

（略）	草姿、株の基部の形、葉の長さ、葉の幅、葉の長さ／幅、葉の湾曲の位置、葉の湾曲の強弱、葉の横断面の形、葉の色数、葉の地色、葉の斑の主な色、葉の斑の主な色の分布、葉の斑の二次色、葉柄の有無、葉柄の色、花茎の長さ、花茎の主な色、花茎の屈曲の有無、花茎の翼の有無、花茎の子株形成の有無、花柄の色、花の直径、花の主な色、やくの色	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
サカキ	樹姿、樹高、株の粗密、側枝の長さ、側枝の向き、前年枝の太さ、当年枝の長さ、節間長、着葉数、新しょうのアントシアニンの着色、枝の色、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の厚さ、葉身の長さ／幅、葉身の最大幅の位置、葉身の先端の角度、葉身の先端の突出部の幅、葉身の先端部の形、葉身の基部の形、葉身の縦断面の外反、葉身の横断面の内曲、新葉の葉身の表面の色、新葉の葉身表面のアントシアニンの着色、葉身の表面の色、葉身の裏面の色、葉身の表面の斑の有無、葉身の表面の斑の色、葉身の表面の斑の分布、葉身の表面の光沢、葉柄の長さ、花の直径、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の形、花弁の内面の色	
（略）	（略）	（略）
（略）	草丈、側枝の数、側枝の位置、茎の節数、葉の長さ、葉の幅、葉の長さ／幅、葉のろう質、葉の表面の緑色の濃淡、花柄の長さ、がくの長さ、がくのアントシアニン着色、花の数、花型、花弁の数（八重品種に限る。）、花の形、花の側面の形、花の高さ、花の幅、花の高さ／幅、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の形、花弁の先端部の形、花弁の周縁部の外曲、花弁の周縁部の波打ちの強弱、花弁の周縁部の切れ込み、花弁の表面の主な色、花弁の表面の二次色、花弁の表面の二次色の分布、花弁の表面の二次色の型、花弁の表面の基部の色、花弁の裏面の主な色、花柱のアントシアニンの着色、開花始期（種子繁殖性の品種に限る。）	（略）

オリヅルラン	草姿、草丈、茎の形状、葉の形状、花の形状、品質特性	（略）
（略）	（略）	（略）
ボタンクサギ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
トルコギキョウ	草丈、茎の節数、側枝の数、側枝の位置、葉の着き方、葉の長さ、葉の幅、葉の形、葉のろう質、葉の表面の緑色の濃淡、花らいの数、小花柄の長さ、がくの長さ、がくのアントシアニン着色の有無、花型、花の直径、花の形、花弁の数（八重品種に限る。）、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の形、花弁の先端の形、花弁の周縁の波打ちの強弱、花弁の周縁のフリンジ、花弁の表面の色数、花弁の表面の色（単色品種に限る。）、花弁の表面の主な色（２色以上の品種に限る。）、花弁の表面の二次色（２色以上の品種に限る。）、花弁の表面の二次色の面積の大きさ（２色以上の品種に限る。）、花弁の表面の模様（２色以上の品種に限る。）、花弁の裏面の主な色、花弁の	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ベンガルボダイジュ	樹姿、節間長、幹の色、新しょうの色、茎の毛、茎の毛の色、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の最大幅の位置、葉身の基部の形、葉身の先端部の形、葉身の縦断面の形、葉身の横断面の形、新葉の葉身表面の色、葉身表面の地色、葉身表面の斑（ふ）の有無、葉身表面の斑（ふ）の一次色、葉身表面の斑（ふ）の一次色の分布、葉身表面の斑（ふ）の一次色の模様、葉身表面の斑（ふ）の二次色の有無、葉身表面の斑（ふ）の二次色、葉身表面の斑（ふ）の二次色の分布、葉身表面の斑（ふ）の二次色の模様、葉身表面の主脈の色、葉身裏面の色、葉身裏面の毛、葉身の周縁部の波打ち、葉身の光沢、葉柄の長さ、葉柄の色、葉柄のアントシアニンの着色、葉柄の毛	
（略）	（略）	（略）
（略）	胚（はい）軸のアントシアニン着色の有無、胚（はい）軸のアントシアニン着色の強弱、伸育型、側枝の数、草姿、茎の毛じの色、茎の長さ、茎の節数、葉の表面の凹凸の強弱、小葉の数、側小葉の形、側小葉の大きさ、葉の緑色の濃淡、花の色、最下着きょう節位の高さ、着きょう密度（枝豆用品種に限る。）、若さやの緑色の濃淡（枝豆用品種に限る。）、若さやの長さ（枝豆用品種に限る。）、若さやの幅（枝豆用品種に限る。）、湯煮（ブランチング）後のさやの色（枝豆用品種に限る。）、多粒さや率（枝豆用品種に限る。）、さやの数、裂きょうの難易、熟さやの色の濃淡、子実の大きさ（一般群の品種に限る。）、子実の大きさ（極大群の品種に限る。）、子実の形、種皮の色数、種皮の地色、種皮の二次色（２色以上の品種に	種皮のパーオキシダーゼによる着色の有無、粗タンパク含有率、７Ｓタンパク質サブユニットの有無、リポキシゲナーゼアイソザイムの有無、へそ周辺の着色抵抗性、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ａ系統）、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ａ２系統）、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｂ系統）、ダイズモザイクウイルス抵抗

	表面の基部の色数、花弁の表面の基部内側の色、花弁の表面の基部外側の色（基部の色が２色以上の品種に限る。）、雌ずいの形、花柱のアントシアニン着色の有無、開花始期	
（略）	（略）	（略）
フェストロリウム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ダイズ	胚（はい）軸のアントシアニン着色の有無、胚（はい）軸のアントシアニン着色の強弱、伸育型、分枝の数、草姿、茎の毛じの色、茎の長さ、茎の節数、葉の表面の凹凸の強弱、小葉の数、側小葉の形、側小葉の大きさ、葉の緑色の濃淡、花の色、最下着きょう節位の高さ、着きょう密度（枝豆用品種に限る。）、若さやの緑色の濃淡（枝豆用品種に限る。）、若さやの長さ（枝豆用品種に限る。）、若さやの幅（枝豆用品種に限る。）、湯煮（ブランチング）後のさやの色（枝豆用品種に限る。）、多粒さや率（枝豆用品種に限る。）、さやの数、裂きょうの難易、熟さやの色の濃淡、子実の大きさ、子実の形、種皮の色数、種皮の地色、種皮の二次色（２色以上の品種に限る。）、種皮のパーオキシダーゼによる着色の有無、子実のへ	種皮のパーオキシダーゼによる着色の有無、粗タンパク含有率、７Ｓタンパク質サブユニットの有無、リポキシゲナーゼアイソザイムの有無、へそ周辺の着色抵抗性、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ａ系統）、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ａ２系統）、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｂ系統）、ダイズモザイクウイルス抵抗

	限る。)、種皮のパーオキシダーゼによる着色の有無、子実のへその色、胎座残の色、子実の子葉の色、開花始期、成熟期、生態型、粗タンパク含有率、７Ｓタンパク質サブユニットの有無、リポキシゲナーゼアイソザイムの有無、へそ周辺の着色抵抗性、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ａ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ａ２系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｂ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性(Ｃ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｄ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性(Ｅ系統)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース１)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース３)、ハスモンヨトウ抵抗性（抗生性)、ハスモンヨトウ抵抗性（非選好性)、葉焼病抵抗性	性（Ｃ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｄ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｅ系統)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース１)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース３)、ハスモンヨトウ抵抗性（抗生性)、ハスモンヨトウ抵抗性（非選好性)、葉焼病抵抗性
（略）	（略）	（略）
（略）	葉群の高さ、株幅、葉の数、葉しょうの長さ、葉しょうの幅、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の先端部の形、葉身の表面の主な色、葉身の表面のアントシアニン着色、葉身の表面の斑の有無、葉身の表面の斑の色、葉身の表面の斑の分布、葉身の表面の斑の型、葉身の裏面の主な色、葉身の裏面のアントシアニンの着色、葉身の裏面のアントシアニンの着色の型、ほうの数、ほうの長さ、ほうの幅、ほうの緑色の濃淡、複色を持つ最も下位のほうの位置、ほうの複色、ほうの複色の大きさ、花序の型、花序の葉に対する位置、花序の長さ、花序の着花部の長さ、花序の着花部の直径、花序の花ほうの数、花ほうの長さ、花ほうの幅、花ほうの先端部の幅、花ほうの裏面の主な色、花ほうの裏面の二次色、花ほうの表面の主な色、花ほうの表面の二次色、花ほうの縦断面の曲がり、一花ほうあたりの花数、前出葉の長さ、前出葉の幅、前出葉の主な色、がくの色、花冠の先端部の色、子房の色、花柱の色、柱頭の色	（略）
（略）	（略）	（略）

	その色、胎座残の色、子実の子葉の色、開花始期、成熟期、生態型、粗タンパク含有率、７Ｓタンパク質サブユニットの有無、リポキシゲナーゼアイソザイムの有無、へそ周辺の着色抵抗性、ダイズモザイクウイルス抵抗性(Ａ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ａ２系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｂ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｃ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｄ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｅ系統)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース１)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース３)、ハスモンヨトウ抵抗性（抗生性)、ハスモンヨトウ抵抗性（非選好性）	性（Ｃ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｄ系統)、ダイズモザイクウイルス抵抗性（Ｅ系統)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース１)、ダイズシストセンチュウ抵抗性（レース３)、ハスモンヨトウ抵抗性（抗生性)、ハスモンヨトウ抵抗性（非選好性）
（略）	（略）	（略）
グズマニア	草丈、株の幅、葉の数、葉しょうの長さ、葉しょうの幅、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の先端の形、葉身の表面の主な色、葉身の表面の二次色の有無、葉身の表面の二次色の模様、葉身の表面の二次色の主な色、葉身の裏面の主な色、葉身の裏面のアントシアニン着色の有無、葉身の裏面のアントシアニン着色の分布、花序の型、花序の位置、花序の長さ、花序の着花部の長さ、花序の着花部の直径、花序の苞(ほう)の数、花序の一苞(ほう)内の小花の数、花序の一苞(ほう)内の小花の総数(一苞(ほう)内の小花の数が複数の品種に限る。)、苞(ほう)の長さ、苞(ほう)の幅、苞(ほう)の先端の幅、苞(ほう)の先端の形、苞(ほう)の表面の色、苞(ほう)の裏面の色、前出葉の長さ、前出葉の幅、前出葉の色、がくの色、花冠の色、子房の色、花柱の色、柱頭の色	（略）
クニフォフィア	（略）	（略）

ラシュナリア	葉の向き、葉の長さ、葉の幅、葉の長さ／幅、葉の形、葉の色、葉の横断面の形、葉の周縁部の外曲の有無、葉の周縁部の波打ちの有無、葉の表面の凹凸の有無、葉の表面の毛の有無、葉の表面の斑点の有無、葉の表面の斑点の色、葉の表面の斑点の大きさ、葉の表面の斑点の粗密、葉の表面の斑点の色の濃淡、葉の裏面の基部の模様の有無、花茎の長さ、花茎の斑点又は模様の有無、花茎の斑点又は模様の大きさ、花茎の斑点又は模様の粗密、花序の長さ、花序の先端部の未発達な部位の明瞭度、花序の花の数、花の向き、花柄の有無、花柄の長さ、花の長さ、花の花筒の直径、花の先端部の直径、花の先端部の向き、花の光沢の有無、花の主な色、花の主な色の強弱、外花被の開花直前の基部の色、外花被の開花盛期の基部の色、外花被の先端部以外の色に対する先端部の色、外花被の先端部の色、内花被の先端中央部の斑点の有無、内花被の先端周縁部以外の色に対する先端周縁部の色、内花被の先端周縁部の異なる色、内花被の主な色、外花被に対する内花被の長さ、雄ずいの突出の有無、花の香りの有無、球根の形、開花期、開花期間		（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	子葉の長さ、主づるの長さ、葉身の大きさ、葉身の緑色の濃淡、葉身の切れ込み、雄花の花冠の直径、雄花の花冠裂片の重なり、雌花の花冠の直径、雌花の花冠裂片の重なり、果実の形、果実の長さ、果実の直径、果実のネックの長さ、果実のネックの形、果実の長さに対するネックの長さ、果実の直径に対するネックの直径、果実の主な色、果実の斑点の多少、果実の斑点の大きさ、果実の表面の状態、果実の花落ちの大きさ、種子の幅、種子の色	（略）	ユウガオ	草姿、子葉の形状、はい軸の大きさ、主づるの形状、側枝の形状、葉色その他葉の形状、葉柄の形状、根の形状、雌花の形状、雄花の形状、未熟果の色、果実の大きさ、果実の色、果実断面の形状その他果実の形状、種子の形状、早晩性、着果習性	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	菌糸密度、菌そう表面の着色の有無、菌そう裏面の着色の有無、菌糸体の生長最適温度、菌さんの縦断面の形、菌さんの直径、菌さんの厚さ、菌さんの直径／厚さ、菌さんの表面の主な色、菌さんの硬さ、りん皮の付着部位、りん皮の大	（略）	しいたけ	菌糸密度、菌叢（そう）表面の着色の有無、菌糸体の成長最適温度、菌糸体の温度別成長速度（10℃／日）、菌糸体の温度別成長速度（15℃／日）、菌糸体の温度別成長速度（20℃/日）、菌糸体の温度別成長速度（25℃／日）、菌糸体の温度別成	（略）

	きさ、りん皮の着色の有無、ひだの有無、ひだの形、ひだの並び方、ひだのちぢれ割合、ひだの高さ、ひだの密度、ひだの色、菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の主な色、菌柄の毛羽の粗密、菌柄の毛羽の着色の有無、菌柄の硬さ、菌さんの直径の菌柄の長さに対する比、子実体の平均重量、発生処理までの期間、発生処理から収穫最盛期までの期間	
（略）	（略）	（略）
（略）	草姿、草丈、茎のアントシアニン着色の強弱、茎の毛の多少、葉身の形、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の表面のアントシアニン着色の強弱、葉身の表面のアントシアニン着色の分布、葉身の裏面のアントシアニン着色の強弱、葉身の裏面のアントシアニン着色の分布、葉身の緑色の濃淡（アントシアニン着色の分布が全面の品種を除く。）、葉身の光沢の強弱、葉身の凹凸の強弱、葉身の横断面の形、葉身の周縁部の鋸（きょ）歯の深さ、葉身の周縁部の波打ちの強弱、葉柄の長さ、花穂の長さ、花穂の節間長、上がく片の毛の多少、花冠の長さ、花冠の色、花柱の色、開花始期（種子繁殖性品種に限る。）	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

	長速度（30℃／日）、菌さんの縦断面の形、菌さんの直径、菌さんの表面の地色、菌さんの厚さ、菌さんの直径／厚さ、菌さんの硬さ、りん皮の付着部位、りん皮の大きさ、りん皮の着色の有無、ひだの有無、ひだの形、ひだの並び方、ひだのちぢれの割合、ひだの幅、ひだの密度、ひだの色、菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の表面の着色の有無、菌柄の毛羽の密度、菌柄の毛羽の着色の有無、菌柄の硬さ、菌柄の色、菌さんの直径／菌柄の長さ、子実体の平均乾燥重量、発生処理までの期間、発生処理から収穫最盛期までの期間	
（略）	（略）	（略）
バジル	草姿、草丈、分枝性、茎のアントシアニン着色の有無、茎のアントシアニン着色の強弱、茎の毛の有無、花茎の数、葉身の形、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の表面のアントシアニン着色の有無、葉身の表面のアントシアニン着色の強弱、葉のアントシアニン分布の程度、葉身の緑色の濃淡（アントシアニン着色のない品種に限る。）、葉身の光沢の強弱、葉の凹凸の強弱、葉身の横断面の形、葉身の周縁部の鋸（きょ）歯の有無、葉身の周縁部の鋸（きょ）歯の深さ、葉身の周縁の波打ちの強弱、葉柄の長さ、花茎の平均節間長、花茎の長さ、苞（ほう）葉の毛の有無、花冠の色、花柱の色、開花期	（略）
（略）	（略）	（略）
むきたけ	菌糸の性状、菌さんの形、菌さんの大きさ、菌さんの色、菌さんの厚さ、菌さん表面の毛の多少、菌さん表皮下のゼラチン質の多少、菌さんの肉質、子実層たくの形状、子実層たくの色、菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の菌さんへのつき方、菌柄の色、菌柄の肉質、子実体の発生に要する期間、子実体の平均乾燥重量	
（略）	（略）	（略）

	（略）	植物体の長さ、植物体の花序の数、葉の長さ、葉の幅、葉の形、葉の最大幅の位置、葉の先端の形、葉の先端の対称性、葉の向き、葉の斑の有無、葉の表面の斑点の有無、葉の表面の主な色、葉の表面のアントシアニンの着色、花序の型、花序の長さ、花序の花数、花茎の長さ、花茎の太さ、花茎のアントシアニンの着色、花の側面の形、花の縦径、花の横径、花のペタルの配列、花の香り、ドーサルセパルの長さ、ドーサルセパルの幅、ドーサルセパルの形、ドーサルセパルの最大幅の位置、ドーサルセパルの縦断面の形、ドーサルセパルの横断面の形、ドーサルセパルのねじれの有無、ドーサルセパルの周縁の波打ち、ドーサルセパルの表面の地色、ドーサルセパルの覆色、ドーサルセパルの斑点の数、ドーサルセパルの斑点の大きさ、ドーサルセパルの斑点の色、ドーサルセパルの縞斑の数、ドーサルセパルの縞斑の色、ドーサルセパルの網斑の密度、ドーサルセパルの網斑の色、ラテラルセパルの表面の地色、ラテラルセパルの覆色、ラテラルセパルの斑点の数、ラテラルセパルの斑点の色、ラテラルセパルの縞斑の数、ラテラルセパルの縞斑の色、ラテラルセパルの網斑の密度、ラテラルセパルの網斑の色、ペタルの長さ、ペタルの幅、ペタルの正面の形、ペタルの最大幅の位置、ペタルの縦断面の形、ペタルの横断面の形、ペタルのねじれの有無、ペタルの周縁の波打ち、ペタルの表面の地色、ペタルの覆色、ペタルの覆色の面積、ペタルの斑点の数、ペタルの斑点の大きさ、ペタルの斑点の色、ペタルの縞斑の数、ペタルの縞斑の色、ペタルの網斑の密度、ペタルの網斑の色、リップの側裂片と中央裂片の融合、リップの中央裂片の長さ、リップの中央裂片の幅、リップの中央裂片の形、リップの融合した裂片の延長（側裂片と中央裂片が強く又は完全に融合した品種に限る。）、リップのヒゲの有無、リップのヒゲの長さ、リップの中央裂片の突起又は稜、リッ	（略）				
	ファレノプシス	植物体の長さ、植物体の花序の数、葉の長さ、葉の幅、葉の形、葉の最大幅の位置、葉の先端の形、葉の先端の対称性、葉の向き、葉の斑の有無、葉の表面の斑点の有無、葉の表面の主な色、葉の表面のアントシアニンの着色、花序の型、花序の長さ、花序の花数、花茎の長さ、花茎の太さ、花茎のアントシアニンの着色、花の側面の形、花の縦径、花の横径、花のペタルの配列、花の香り、ドーサルセパルの長さ、ドーサルセパルの幅、ドーサルセパルの形、ドーサルセパルの最大幅の位置、ドーサルセパルの縦断面の形、ドーサルセパルの横断面の形、ドーサルセパルのねじれの有無、ドーサルセパルの周縁の波打ち、ドーサルセパルの表面の地色、ドーサルセパルの覆色、ドーサルセパルの斑点の数、ドーサルセパルの斑点の大きさ、ドーサルセパルの斑点の色、ドーサルセパルの縞斑の数、ドーサルセパルの縞斑の色、ドーサルセパルの網斑の密度、ドーサルセパルの網斑の色、ラテラルセパルの表面の地色、ラテラルセパルの覆色、ラテラルセパルの斑点の数、ラテラルセパルの斑点の色、ラテラルセパルの縞斑の数、ラテラルセパルの縞斑の色、ラテラルセパルの網斑の密度、ラテラルセパルの網斑の色、ペタルの長さ、ペタルの幅、ペタルの正面の形、ペタルの最大幅の位置、ペタルの縦断面の形、ペタルの横断面の形、ペタルのねじれの有無、ペタルの周縁の波打ち、ペタルの表面の地色、ペタルの覆色、ペタルの覆色の面積、ペタルの斑点の数、ペタルの斑点の大きさ、ペタルの斑点の色、ペタルの縞斑の数、ペタルの縞斑の色、ペタルの網斑の密度、ペタルの網斑の色、リップの中央裂片の長さ、リップの中央裂片の幅、リップの中央裂片の形、リップのヒゲの有無、リップのヒゲの長さ、リップの中央裂片の突起又は稜、リップの側裂片の形、リップの側裂片の巻き込み、リップの側裂片の大きさ、中央裂片の地色、中央裂片の覆色、中央裂片の斑点	（略）				

	プの側裂片の形、リップの側裂片の巻き込み、リップの側裂片の大きさ、中央裂片の地色、中央裂片の覆色、中央裂片の斑点の数、中央裂片の斑点の大きさ、中央裂片の斑点の色、中央裂片の縞斑の数、中央裂片の縞斑の色、中央裂片の網斑の密度、中央裂片の網斑の色、側裂片の地色、側裂片の覆色、側裂片の斑点の数、側裂片の斑点の色、側裂片の縞斑の数、側裂片の縞斑の色、側裂片の網斑の密度、側裂片の網斑の色、リップのカルス、カルスの色、カルスの毛の有無、ずい柱の色				の数、中央裂片の斑点の大きさ、中央裂片の斑点の色、中央裂片の縞斑の数、中央裂片の縞斑の色、中央裂片の網斑の密度、中央裂片の網斑の色、側裂片の地色、側裂片の覆色、側裂片の斑点の数、側裂片の斑点の色、側裂片の縞斑の数、側裂片の縞斑の色、側裂片の網斑の密度、側裂片の網斑の色、リップのカルス、カルスの色、カルスの毛の有無、ずい柱の色	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	菌糸密度、菌そう表面の着色の有無、菌そう裏面の着色の有無、菌糸体の生長最適温度、菌さんの縦断面の形、菌さんの直径、菌さんの表面の主な色、菌さんの周縁部の色、菌さんの厚さ、菌さんの直径／菌さんの厚さ、菌さんの硬さ、菌さん表面の粘着物の多少、りん皮の付着部位、ひだの形、ひだの並び方、ひだの密度、ひだの色、菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の表面の紋様の有無、菌柄の表面の着色の有無、菌柄最大径と菌さん基部の菌柄径に対する比、菌柄の表面のりん皮、菌柄の硬さ、菌柄の主な色、菌柄の横断面の形、菌さんの直径の菌柄の長さに対する比、子実体の平均生重量、発生処理日から収穫最盛期までの日数	（略）	なめこ	菌糸の性状、菌さんの形、菌さんの大きさ、菌さんの色、菌さんの厚さ、菌さんの表面の粘質物の多少、菌さんの肉質、子実層たくの形状、子実層たくの色、菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の色、菌柄の肉質、子実体の発生に要する期間、子実体の平均乾燥重量	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
（略）	植物体のアントシアニン着色の有無、葉腋のアントシアニン着色、茎の帯化の有無、一次側枝の多少、茎の長さ、節間長、第一着きょう節までの節数、茎葉の色、茎葉の緑色の濃淡（茎葉の色が緑の品種に限る。）、小葉の有無、小葉の最大数、小葉の長さ、小葉の幅、小葉の大きさ、小葉の最大幅の位置、小葉の鋸歯、葉柄の長さ、巻きひげを含む葉柄の長さ（小葉が無の品種に限る。）、たく葉の長さ、たく葉の幅、たく葉の大きさ、葉腋からたく葉の先端までの長さ、たく葉の斑紋の有無、たく葉の斑紋の粗密、開花始期、一節当たりの最大着花数（茎の帯化が無	（略）	エンドウ	草性、茎の形状、葉の形状、花の形状、さやの形状、子実の形状、子実の粒重、子実の品質、熟性、着花習性	（略）

		の品種に限る。)、花の翼弁の色（植物体のアントシアニン着色が有の品種に限る。)、花の旗弁の色（植物体のアントシアニン着色が無の品種に限る。)、花の旗弁の幅、花の旗弁の基部の形、花の上がく片の幅、花の上がく片の先端部の形、果柄の茎から第一さやまでの長さ、果柄の第一さやから第二さやまでの長さ（第二さやがある品種に限る。)、果柄の距の長さ、果柄のほう葉の多少、さやの長さ、さやの幅、さやの薄皮の分布、さやの果皮の肥厚の有無（さやの薄皮の分布が全面の品種を除く。)、さやの先端部の形（さやの果皮の肥厚が無の品種に限る。)、さやの曲がり、さやの色、さやの緑色の濃淡（さやの色が緑の品種に限る。)、さやのろう質の有無、さやの筋の有無（さやの薄皮の分布が全面の品種を除く。)、さやの胚(はい)珠の多少、未熟な種子の緑色の濃淡、種子の形、種子のデンプン粒の型、種子の子葉のしわの有無(種子の形が円柱形で、デンプン粒の型が単粒型の品種に限る。)、種子の子葉のしわの強弱（種子のデンプン粒の型が複粒型の品種に限る。)、種子の子葉の色、種皮の斑紋の有無（植物体のアントシアニン着色が有の品種に限る。)、種皮の斑点（植物体のアントシアニン着色が有の品種に限る。)、種子のへその色、種皮の色（植物体のアントシアニン着色が有の品種に限る。)、種子の重さ	
（略）	（略）	（略）	
（略）	植物体の側枝の数、側枝の向き、側枝の長さ、側枝の色、葉の長さ、葉の幅、葉の斑の有無、葉の緑色の濃淡、葉の周縁の赤褐色の着色の幅、葉の周縁の赤褐色の着色、花型、花の側面の形（一重品種に限る。)、花の直径、花弁の重なり（一重品種に限る。)、花の基部の色の明瞭度(一重品種に限る。)、花の基部の色（一重品種に限る。)、花弁の主な色、花弁の二次色、花弁の二次色の分布、花弁の三次色、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の先端の切れ込み、外側の弁化した仮雄ずいの色、内側の弁化した仮雄ずいの色	（略）

（略）	（略）	（略）
スベリヒユ	草姿、草丈（草姿が半直立の品種に限る。)、株の幅、茎の数、茎のアントシアニン着色の強弱、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の形、葉身の緑色の濃淡、葉身の斑(ふ)の有無、葉身の斑(ふ)の色（斑(ふ)のある品種に限る。)、葉身の周縁のアントシアニン着色の有無、葉柄の有無、仮雄ずいの弁化の有無、弁化した仮雄ずいの主な色、花の側面の形（弁化した仮雄ずいのない品種に限る。)、花の大きさ、花弁の長さ、花弁の幅、花弁の目の有無、花弁の目の色、花弁の色数(目を除く。)、花弁の主な色（目を除く。)、花弁の二次色（目を除く。)（２色以上の品種に限る。)、花弁の二次色の分布（目を除く。)（２色以上の品種に限る。)、花弁の三次色の分布（目を除く。)（３色	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
むきたけ	菌糸密度、菌そう表面の着色の有無、菌そう裏面の着色の有無、菌糸体の生長最適温度、菌さんの形、菌さんの直径、菌さんの厚さ、菌さんの直径／菌さんの厚さ、菌さんの色数、菌さんの主な色、菌さんの二次色、菌さんの周縁部の波うちの有無、菌さん表面の毛、菌さん表面の粗滑、菌さんの硬さ、菌さんの粘着物、ひだの高さ、ひだの並び方、ひだの密度、ひだの色、菌柄の長さ、菌柄状部分の菌さんへの付き方、菌柄状部分の表面、子実体の平均生重量、発生処理までの期間、発生処理から収穫最盛期までの期間	
（略）	（略）	（略）
（略）	草丈、株幅、一次側枝の長さ、一次側枝のアントシアニンの着色、一次側枝の毛、葉の長さ、葉の幅、葉の形、葉の周縁部の切れ込み、葉の毛、葉の緑色の濃淡、葉のアントシアニンの着色、花筒部の長さ、花冠の幅、花筒部に対する花冠裂片の向き、花冠裂片の表面の主な色、花冠裂片の表面の二次色の分布、花冠裂片の表面の二次色、花冠裂片の目の有無、花冠裂片の裏面の主な色、花冠裂片の裏面の中肋の主な色、花冠中央裂片の長さ、花冠中央裂片の幅、花冠中央裂片の形、花冠中央裂片の先端部の形、花柱の色、花柱上部の毛の色	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	胚（はい）軸のアントシアニンの着色（種子繁殖性品種に限る。）、草姿、草丈（無限伸育型品種に限る。）、主茎の花房の多少（有限伸育型品種に限る。）、茎のアントシアニンの着色、節間長（無限伸育型品種に限る。）、葉の着生角度、葉の長さ、葉の幅、葉型、小葉の大きさ、葉の緑色の濃淡、葉の光沢の強弱、葉の膨らみ、小葉の着生角度、花房の形、花の色、花柱の毛、果柄の離層、小果柄の長さ（果柄の離層が有の品種に限る。）、幼果の果肩部の緑色の有無、幼果の果肩部の緑	スクロース含有、リコペン含有量、ＧＡＢＡ含有量、半身萎凋病抵抗性、萎凋病レース３抵抗性、根腐萎凋病抵抗性、葉かび病レース０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統１抵抗

	以上の品種に限る。）、花弁の先端の切れ込みの深さ、がくのアントシアニン着色の有無、花柱のアントシアニン着色の強弱、開花始期	
（略）	（略）	（略）
サルココッカ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
スカエウォラアエムラ	草姿、草丈、茎の形状、葉の形状、花の形状、品質特性、早晩性	（略）
（略）	（略）	（略）
トマト	胚軸のアントシアニン着色の有無（種子繁殖性品種に限る。）、草姿、草丈（無限伸育型品種に限る。）、主茎の花房の数（有限伸育型品種に限る。）、茎のアントシアニンの着色、節間長（無限伸育型品種に限る。）、葉の着生角度、葉の長さ、葉の幅、葉型、小葉の大きさ、葉の緑色の濃淡、葉の光沢の強弱、葉の膨らみ、小葉の着生角度、花房の形、花の色、花柱の毛の有無、果柄の離層の有無、小果柄の長さ（果柄の離層ありの品種に限る。）、幼果の果肩部の緑色の有	全固形物量、スクロース含有量の有無、リコペン含有量、半身萎凋病抵抗性、萎凋病レース３抵抗性、根腐萎凋病抵抗性、葉カビ病レース０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統１

	色部の大きさ、幼果の果肩部の緑色の濃淡、幼果の地色の緑色の濃淡、幼果の緑色の縞模様、果実の大きさ、果実の長さ／直径、果実の縦断面の形、果肩部のひだの強弱、こうあ部のくぼみ、へた落ちの大きさ、花落ちの大きさ、果頂部の形、果実に対する芯の大きさ、果肉の厚さ、果実の子室数、果実の色、果肉の色、果実の表皮の光沢、果実の表皮の色、果実の硬さ、果実の棚持ちの長さ、開花期、完熟期、糖度（可溶性固形物含量）、酸度、スクロース含有、リコペン含有量、ＧＡＢＡ含有量、サツマイモネコブセンチュウ抵抗性、半身萎凋病抵抗性、萎凋病レース１抵抗性、萎凋病レース２抵抗性、萎凋病レース３抵抗性、根腐萎凋病抵抗性、葉かび病レース０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統１抵抗性、トマトモザイクウイルス系統２抵抗性、疫病抵抗性、斑点病抵抗性、青枯病抵抗性、トマト黄化葉巻ウイルス抵抗性（イスラエル系統）	性、トマトモザイクウイルス系統２抵抗性、疫病抵抗性、斑点病抵抗性、青枯病抵抗性、トマト黄化葉巻ウイルス抵抗性（イスラエル系統）
（略）	（略）	（略）
（略）	草姿、草丈、側枝の粗密、茎の毛の粗密、茎のアントシアニンの着色、葉の長さ、葉の幅、葉の長さ／幅、葉の最大幅の位置、葉の横断面の形、葉の周縁の波打ち、葉の緑色の濃淡、葉の基部のアントシアニン着色の大きさ、花柄の長さ、頭花の葉群に対する位置、頭花の型、頭花の花盤の型（一重又は半八重品種に限る。）、頭花の直径、頭花の舌状花の数、舌状花の長さ、舌状花の幅、舌状花の長さ／幅、舌状花の横断面の形、舌状花の縦方向の曲がり、舌状花の曲がる部位、舌状花の曲がりの強さ、舌状花の先端部の形、舌状花の主な色、舌状花の二次色、舌状花の二次色の分布、舌状花の二次色の模様、舌状花の三次色、舌状花の三次色の分布、舌状花の三次色の模様、花盤の色（一重又は半八重品種に限る。）、花盤の直径（一重又は半八重品種に限る。）	（略）
（略）	（略）	（略）

	無、幼果の果肩部の緑色部の大きさ、幼果の果肩部の緑色の濃淡、幼果の果色（果肩部を除く）の緑色の濃淡、幼果の緑色縞模様の有無、果実の大きさ、果実の長さ／直径、果実の縦断面の形、果肩部のひだの強弱、こうあ部のくぼみ、へた落ちの大きさ、花落ちの大きさ、果頂部の形、芯の大きさ、果肉の厚さ、子室数、果実の色、果肉の色、果実の表皮の光沢、果実の表皮の色、果実の硬さ、棚持ちの長さ、開花の早晩、成熟の早晩、糖度（可溶性固形物含量）、酸度、全固形物量、スクロース含有量の有無、リコペン含有量、サツマイモネコブセンチュウ抵抗性、半身萎凋病抵抗性、萎凋病レース１抵抗性、萎凋病レース２抵抗性、萎凋病レース３抵抗性、根腐萎凋病抵抗性、葉カビ病レース０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統０抵抗性、トマトモザイクウイルス系統１抵抗性、トマトモザイクウイルス系統２抵抗性、疫病抵抗性、斑点病抵抗性、青枯病抵抗性、黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）イスラエル系統抵抗性、黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）マイルド系統抵抗性、かいよう病抵抗性	抵抗性、トマトモザイクウイルス系統２抵抗性、疫病抵抗性、斑点病抵抗性、青枯病抵抗性、黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）イスラエル系統抵抗性、黄化葉巻病（ＴＹＬＣＶ）マイルド系統抵抗性、かいよう病抵抗性
（略）	（略）	（略）
ヒャクニチソウ	草型、草丈、茎の太さ、茎の色、茎の毛の多少、節間長、葉序、葉形、葉の大きさ、葉色、葉の光沢、葉の厚さ、葉の毛の多少、たく葉の有無、たく葉の形、花房の形、花形、花の大きさ、舌状花の重ねの程度、舌状花数、管状花部の大きさ、管状花数、管状花の分布、管状花の大きさ、花弁の形、花弁の大きさ、花弁の色、花の中心部の色、花盤の色、花たくの形、花たくの大きさ、総苞（ほう）の大きさ、花首の長さ、花首の太さ、開花期	（略）
（略）	（略）	（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第２４号

福岡県久留米市東櫛原町888番地１　グレースマンションくしはら310号

債務者　川藤　政隆

1　決定年月日時　令和７年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部裕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第３９号

福岡県久留米市日吉町14番地65

債務者　花のこんどうこと　近藤　久

1　決定年月日時　令和７年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月15日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第４２号

福岡県久留米市国分町1712番地　グレースメゾン402号

債務者　時津　良太

1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澄　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第１２号

新潟県新発田市大伝1008番地２

債務者　五十嵐弘人

1　決定年月日時　令和７年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第１５号

新潟県新潟市東区河渡本町４番29号、住民票上の住所新潟県東蒲原郡阿賀町綱木350番地、（主たる営業所）新潟県村上市平林1411―２

債務者　くろだ商会こと　黒田　篤

1　決定年月日時　令和７年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和６年（フ）第６３号

兵庫県豊岡市日高町上石234番地の１　県営国府高層住宅１―607号室

債務者　川見　圭一

1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月27日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和７年（フ）第１２号

岡山県久米郡久米南町京尾473番地

債務者　青木　悦且

1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香山　昌平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和６年（フ）第４８０号

函館市上野町36番１号

債務者　馬籠　裕也

1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中綾太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで
函館地方裁判所

令和６年（フ）第４０１号

群馬県前橋市城東町１―15―２　コヤマハイツ　102号室、住民票上の住所群馬県前橋市下川町23番地４

債務者　小野　和通

1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第３８４号

香川県高松市円座町1606番地４　ステイブル円座102

債務者　松本　竜也

1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤ゆかり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月６日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３号

香川県高松市成合町673番地　セジュール高崎Ｆ―106

債務者　岩橋　裕子

1　決定年月日時　令和７年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４号

香川県高松市成合町673番地　セジュール高崎Ｆ棟106

債務者　岩橋三恵子

1　決定年月日時　令和７年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４号

大分県日田市天瀬町馬原3318番地

債務者　穴井　翔

1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山大二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで
大分地方裁判所日田支部

令和６年（フ）第１２３６号

宮城県岩沼市桜３丁目４番２号

債務者　阿部　智幸

1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　涼平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１２２号

仙台市宮城野区清水沼３丁目６番33号　ｙｚｃｏｒｐ＋原町Ａ102

債務者　濱田　広毅

1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午前11時５分
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１２４号
宮城県黒川郡大和町吉岡字上町32番地　セントラルコーポⅥ102
債務者　高橋　篤志
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月２日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３号
山梨県北杜市高根町上黒澤258番地１　１号棟
債務者　堀井　　渉
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　清明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３７号
大津市仰木の里１丁目４番12号
債務者　深田　惇志
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第６２号
兵庫県南あわじ市山添155―２　ＴＫＣガーデン山添408号室、住民票上の住所兵庫県洲本市本町６丁目１番６号
債務者　溝上　信人
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永澤　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和６年（フ）第９２９号
広島市中区中町５番５―701号
債務者　カモミールこと　酒元　貴南
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　敬介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１２５１号
広島市中区江波西２丁目14番６―1006号
債務者　丸橋　清美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３７号
広島市安佐南区大町西１丁目11番21―204号
債務者　ヴェルテックこと　福田　博之
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１号
広島県三次市十日市中３丁目14番36号
債務者　鎌田　久美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　益隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月23日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第１３号
宮城県白石市越河平字中谷地１番地９
債務者　ムハモド　アズハル　バシルこと　バシル　ムハマド　アズハル
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第１２号
山形県酒田市高見台２丁目11番地の１
債務者　渡邉　　学
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和６年（フ）第１８４号
福島県いわき市平谷川瀬１丁目５番地の１　メゾン・ド・クレール102
債務者　鎌田　利男
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大堀　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第２８７号
三重県鈴鹿市住吉１丁目４番28号　コスモセガワ106、前住所三重県鈴鹿市住吉４丁目20番10号　ネオマージュ103号
債務者　山田　裕也
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月28日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３３５号
愛媛県松山市南江戸１丁目12番12号　シャトレーワタナベⅢ　205号
債務者　水谷真由美
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保友里恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１３９号
愛媛県新居浜市新須賀町３丁目１番221号　第二越智マンション
債務者　小西　一生
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第９号
愛媛県新居浜市多喜浜１丁目10番32号
債務者　伊藤　弘寿
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第６４号
札幌市西区発寒７条14丁目15番６号　レジデンス発寒101号
債務者　赤坂　鷹也
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４１７号
大阪市住之江区浜口東３丁目６番15号　シュット　ドー　サヴィエール　205号
債務者　坂本　大顕
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月15日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

第三種郵便物認可
明治三十五年三月三十一日

令和６年（フ）第６４３号
大阪府和泉市幸２丁目９番10―303号
債務者　谷山久美子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐崎　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５３号
大阪府岸和田市上松町３丁目７番43―301号
債務者　岡部　　駿
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第３６号
神戸市兵庫区塚本通５丁目１番21―1505号
債務者　安藤　　薫
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　幸明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３８号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古336番地２
債務者　守分　克至
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第６号
徳島県三好市山城町大野469番地
債務者　大久保眞二
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年６月３日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和７年（フ）第１９号
北九州市小倉南区中曽根２丁目３番31―101号、前住所北九州市小倉南区中貫２丁目９番14号
債務者　ｍｅｄｉｃａｌ　ｓｌｉｍこと　右田智恵美
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大間　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年５月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第７号
愛知県豊橋市南栄町字東山244番地６　センチュリーシュンエー106
債務者　安田　絃人
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２３号
愛知県豊川市蔵子３丁目29番地３
債務者　井上たみゑ
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第５８号
北九州市小倉南区葛原東３丁目８番９号
債務者　成清　　愛（旧姓小川）
1　決定年月日時　令和７年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７７号
北九州市小倉南区志井１丁目１番３―201号、前住所北九州市小倉南区葛原１丁目４番23―204号
債務者　河津　微風（旧姓出口）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第７９号
北九州市八幡西区則松５丁目15番１―205号
債務者　北村　嘉玲
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第９３号
北九州市小倉北区真鶴２丁目11番14―205号
債務者　山下　奈美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１０２号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目３番５号（105）、前住所北九州市小倉南区湯川２丁目11番９号
債務者　安岡　友美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１０４号
北九州市八幡西区香月西２丁目18番55―201号
債務者　平林美津子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１２１号
さいたま市中央区上落合７丁目９番15―103号
債務者　榎　　英治
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１号
北海道名寄市西14条南10丁目57番地24
債務者　宗片夕妃子
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
旭川地方裁判所名寄支部

令和７年（フ）第２号
北海道士別市東丘２丁目３番５―105号　東山団地
債務者　石崎　真美
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
旭川地方裁判所名寄支部

令和６年（フ）第１９号
北海道宗谷郡猿払村浅茅野台地342番地236
債務者　朝日　教徳
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
旭川地方裁判所稚内支部

令和７年（フ）第２６号
北海道北見市幸町８丁目３番17号　ハッピーハイツ202号
債務者　田中　万里
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和７年（フ）第１７５号
埼玉県新座市大和田５丁目20番21号　エスカ大和田205号室
債務者　小笠原一夫
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第７６８号
埼玉県越谷市東越谷10丁目14番地９
債務者　立澤　美咲（旧姓池之上）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２２号
埼玉県八潮市大字二丁目236番地　サンハイム２号室
債務者　萩野谷宏美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第５０号
埼玉県春日部市備後西１丁目10番41号　シャン・ド・フルールＢ－105号
債務者　木部　由佳（旧姓小嶋・大堀）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第８５号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区18棟202号
債務者　中村　完二
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和６年（フ）第６７６号
相模原市南区東大沼２丁目１番16号　フォーブル大沼101
債務者　吉田徳文こと　馬　　徳文
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第６３号
愛知県西尾市吉良町木田須崎12番地３　オーシャン・ヒルズ201号
債務者　稲垣　吏乃
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第８１号
愛知県安城市安城町東広畔28番地　介護老人保健施設あおみ、住民票上の住所愛知県岡崎市宇頭町字的場50番地４　サニーハウス宇頭Ａ　101
債務者　中原　幸英
法定代理人成年後見人　杉浦真智子（戸籍上の氏名　前島真智子）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第５９１号
大阪府岸和田市作才町1256番地　エスポワール203号
債務者　大原　広希
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第６４９号
大阪府岸和田市上野町西27番21号
債務者　金納鋲力店こと　金納　　毅
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５２号
大阪府泉大津市千原町１丁目１番５号　奥野ハイツＢ－103号
債務者　大坂　惠子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５６号
大阪府岸和田市神須屋町１丁目１番４－206号
債務者　植松　静彦
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第５７号
大阪府岸和田市神須屋町１丁目１番４－206号
債務者　植松智惠子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第７２号
大阪府岸和田市磯上町２丁目10番15号
債務者　笠松　裕史
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第７４号
大阪府和泉市池田下町1080番地の１―101
債務者　土屋　初子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第７５号
大阪府岸和田市西大路町170番地の１　サンクレスト岸和田407号
債務者　渕上　忠明
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第７６号
大阪府岸和田市西大路町170番地の１　サンクレスト岸和田407号
債務者　渕上　麻美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第８０号
大阪府岸和田市沼町５番19号シャンブル古都206号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第８４号
大阪府泉南市りんくう南浜３番地の10
債務者　渡邊　道生
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第２４６４号
札幌市東区北30条東１丁目４番７―203号
債務者　佐々木貴幸
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３号
北海道滝川市花月町２丁目７番４号
債務者　武田　憲明
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和７年（フ）第４号
北海道滝川市空知町３丁目13番１―3011号
啓南団地
債務者　押切　久浪（旧姓納田）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和７年（フ）第１８号
栃木県足利市山下町1397番地１　エルフロードＢ101
債務者　大嶋　正美
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和６年（フ）第３９６号
群馬県渋川市吹屋1052番地１　星野貸住宅５号棟、旧住所東京都練馬区田柄４丁目16番29号　シティハイム栄コーポＢ棟107
債務者　寺内　幸江
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４１号
群馬県前橋市山王町１丁目５番地２　マーベラス山王Ｃ　102号、旧住所群馬県前橋市山王町１丁目２番地28
債務者　松坂　界良
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１５号
群馬県高崎市下小鳥町89番地15　アサンテＡ101号
債務者　高柳　仁美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第３１号
群馬県富岡市妙義町下高田1868番地　妙義れんげの里
債務者　坂本　清隆
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第３４号
群馬県富岡市妙義町大牛523番地５　妙義白雲寮、前住所群馬県富岡市一ノ宮1219番地９
債務者　山田　裕子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第３８号
群馬県安中市板鼻299番地
債務者　高田　　明
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第６４号
相模原市南区相模大野５丁目20番18号　ハイツクレスト105
債務者　松本あすか
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第６６号
相模原市南区大野台５丁目８番23号　国木ハイツ216
債務者　門松　則男
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第１１４号
岐阜県中津川市落合3206番地の２
債務者　田口真奈美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

令和６年（フ）第１００１号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目５番３―202号
債務者　大河内幸子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第５２号
大阪府高石市綾園３丁目13番２―608号
債務者　小川　一輝
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第５８号
堺市北区常磐町１丁17番地３　ファインデイズ北花田113号
債務者　山口　　巡
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第８２号
代替住所Ａ（旧住所　大阪府羽曳野市野々上４丁目１番９―202号）
債務者　早水　大輔
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１４号
堺市南区城山台２丁１番19―110号
債務者　小谷　直子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１号
岩手県紫波郡紫波町犬吠森字境85番地２
債務者　池田　芳隆
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（フ）第２６２号
香川県さぬき市志度1322番地１　サンヒルズ志度208
債務者　岡田　太介
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和６年（フ）第４０５号
香川県東かがわ市松原715番地１
債務者　梁木　智志
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１５号
香川県高松市太田上町998番地５　オプス太田Ⅰ―102
債務者　山田　鈴花
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４０号
香川県高松市屋島西町2287番地４　シャインポート屋島Ｃ棟202
債務者　馬場　伶奈
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４４号
香川県高松市成合町772番地18
債務者　古川　安男
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第４５号
香川県高松市成合町772番地18
債務者　古川ミツ子
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第６号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁185番地
債務者　松山　悠太
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月25日まで　高松地方裁判所観音寺支部

令和７年（フ）第１１２号
仙台市宮城野区岩切２丁目12番３―104号、従前の住所仙台市宮城野区岩切字東河原222番地
債務者　木皿　福三
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１３１号
仙台市青葉区小松島４丁目８番８―909号
債務者　永野　裕加
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１７号
宮城県石巻市小渕浜北１番地９　市営小渕浜復興住宅18号
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第１２号
秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後153番地12町営上昼根住宅７－３
債務者　小玉　　恵（旧姓庄子）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１３号
茨城県日立市大沼町３丁目25番10号
債務者　辻　美知子
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

令和６年（フ）第２７８１号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地１　ビューコート仏向１－１棟507号
債務者　関野世都子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２８３８号
神奈川県大和市桜森１丁目11番13号　ボナール302
債務者　成松　一也
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３０号
横浜市西区藤棚町１丁目34番地１　クレールブランシェ西横浜Ａ棟101号
債務者　大原　誠人
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４４号
横浜市鶴見区上末吉１丁目28番17号　ユナイト末吉セントジョージ201
債務者　根岸　正俊
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１８４号
神奈川県藤沢市遠藤942番地の11　ウィステリアパレス301
債務者　西本　健二
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７０号
横浜市青葉区田奈町46番地４　田園コーポラス205
債務者　大類　紫苑
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３１４号
横浜市戸塚区原宿１丁目53番８－201号
債務者　宇佐見千代美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４８号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目４番４－101号
債務者　登尾　真弓
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７８号
静岡市駿河区稲川３丁目４番９号
債務者　吉岡千波留
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５号
三重県桑名市大字東野217番地４　エピナール－103、前住所三重県いなべ市北勢町其原758番地３　ｉ－Ｒｏｏｍ北勢　308
債務者　仲本　　彰
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第４０号
三重県桑名市大字和泉767番地１　レナージュ１Ｆ号室、住民票上の住所北海道天塩郡豊富町字上サロベツ西９線257番地
債務者　長谷地春男
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第１４２０号
京都市南区吉祥院御池町７番地　ネオコーポ西大路　501
債務者　横田　美幸
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１４３６号
京都市南区東九条南烏丸町35番地６　南烏丸市営住宅２棟462号
債務者　樋﨑　明美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４０号
京都市山科区小山松原畑町16番地７
債務者　正木　瑳来
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第８１号
京都府八幡市川口萩原１番地の１　グランディオ101
債務者　江谷ふじ子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１５号
京都府八幡市八幡五反田17番地の１　セントラルレジデンス２―206
債務者　野田　大祐
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１９号
京都市東山区福稲下高松町29番地２　シュトラーセ鳥羽街道　301号、前住所京都市伏見区深草野手町19番地２
債務者　宮川実弥美
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１２０号
京都府城陽市平川浜道裏20―１　社会福祉法人城陽福祉会　特別養護老人ホームひだまり平川、住民票上の住所京都府城陽市久世里ノ西221番地の35
債務者　岩本　治子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１２８号
京都市山科区厨子奥若林町７番地13　グラートマンションⅣ　202号
債務者　西野　弘子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１３６号
京都市左京区岩倉上蔵町101　稲門会いわくら病院、住民票上の住所京都市北区上賀茂東上之段町38番地２　大野住宅　Ｅ―２
債務者　上坂美知子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第７２号
兵庫県姫路市保城215番地　クリアキューブ姫路316号室
債務者　白井　雅也
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第７５号
兵庫県加古川市加古川町溝之口228番地の１　モラダあさぎＣ号、従前の住所兵庫県たつの市新宮町下野459番地１
債務者　すいーとぽてと英会話教室こと　ムーア康子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第４０３号
奈良市大安寺３丁目４番50―201号
債務者　森　　重文
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第４４７号
奈良市般若寺町182番地
債務者　春田　公代
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１７号
岡山市北区万成東町３―１　淳風会ロングライフホスピタル、住民票上の住所岡山市北区横井上203番地１　ビッグバーンズマンション横井Ｂ棟301
債務者　本田　　央
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６４号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目11番18号　レオパレスうしお104号
債務者　岩﨑　太治
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０号
広島県三原市本郷南６丁目24番11号　谷アパート５号
債務者　穴井　桂子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第１１号
広島県三原市本郷南６丁目24番11号　谷アパート５号
債務者　穴井　瑞希
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第５号
広島県三次市粟屋町2888番地27（30号）
債務者　前角　文子
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第７号
広島県庄原市西本町３丁目10番13号、前住所広島県広島市東区矢賀４丁目９番２号　吉川荘101号
債務者　三信　正志
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第３号
福岡県宮若市福丸637番地
債務者　前田　洋一
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第１３号
金沢市三社町７番８号　ＧＥＮ　Ｂ号、従前の住所千葉県市川市妙典６丁目12番22―105号
債務者　金子　周平
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２６号
長野県松本市南原１丁目27番15号　葉月荘201
債務者　坂本　義一
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第３３号
長野県松本市征矢野２丁目３番19号
債務者　穂苅　大和
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

令和６年（フ）第２６７号
三重県亀山市能褒野町４番地52
債務者　山本　雅也
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２６９号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目８番２号　ハイツ旭が丘つばき棟021―30
債務者　髙村　隼人
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３９３号
滋賀県守山市今宿１丁目９番38号
債務者　土出　和孝
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５００号
大津市坂本１丁目１番３号
債務者　宮本　正人
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７号
大津市本丸町６番10―307号
債務者　藤崎　真麻
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３２号
滋賀県栗東市苅原152番地１（201号）　㈱昭建寮内
債務者　渡邉　幸子
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３６号
滋賀県湖南市柑子袋769番地１
債務者　川口　大綸
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５３０５号
大阪市北区豊崎２丁目８番11―304号
債務者　三輪　蒼依
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６４号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番１―710号
債務者　樋口　　薫
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２８０号
大阪府吹田市佐竹台２丁目１番１―1118号
債務者　末永　珠恵
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０１号
大阪府大東市深野５丁目９番22号
債務者　増田　純子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３２８号
大阪市港区三先１丁目14番29―105号
債務者　油野　秀隆
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３４６号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目５番41号　和幸ＰＲＥＭＩＵＭ東大阪
債務者　林貞子こと　金　　貞子
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３８７号
大阪市東淀川区東中島２丁目19番５―506号
債務者　真崎　由豊
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５９９号
大阪府東大阪市出雲井本町３番25号　介護老人保健施設　枚岡の里、住民票上の住所大阪府東大阪市四条町21番13号
債務者　佐々木一生
法定代理人保佐人　松浦　正司
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６３０号
大阪府枚方市岡山手町15番11号　212号室
債務者　川田　美里
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５４号
大阪府八尾市上之島町北１丁目35番地の２
債務者　稲田　京子
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６８２号
大阪市鶴見区緑１丁目11番18―602号
債務者　渡辺美千代
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７６号
兵庫県姫路市亀山２―190　ミネットホーム亀山、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町塚本33番地１
債務者　奥　　裕紀
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第４３５号
奈良県天理市三昧田町201番地
債務者　赤沢美惠子
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
奈良地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２１３号
奈良県香芝市別所53番地２、前住所京都府宇治市槇島町本屋敷51番地１　グリーンタウン槇島306棟107号
債務者　林　　勝也
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第３０４号
奈良県香芝市鎌田355番地４　ロイヤルハイツ藤井301号
債務者　大塚　信義
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第５号
奈良県大和高田市大中東町１番30―1001号　大中東マンション
債務者　山下　瑠風
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第３号
島根県出雲市小境町2006番地４　県営小境住宅３―316
債務者　糸賀ひろみ
１　決定年月日時　令和７年２月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第１８号
広島県呉市西惣付町17番22号
債務者　久保田恵美
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第１３号
山口県下関市長府松小田中町６番33―305号　オッツセンチュリー長府　Ｂ棟
債務者　林　　篤史
１　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第３１号
愛媛県松山市中村２丁目２番15号　ヴィラーチェ中村Ａ101号
債務者　桂浦　清晃
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４５号
愛媛県伊予郡砥部町千足67番地　サンライズコート・トベ102号
債務者　酒井美代子
１　決定年月日時　令和７年２月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４６号
愛媛県松山市水泥町1056番地　フィオーレ・ナカヤⅠ　102号
債務者　宮繁　康紀
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４号
愛媛県西条市小松町南川甲265番地１　山本借家　４号
債務者　首藤　祐志
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第９号
宮崎県日南市吾田西２丁目７番19号
債務者　島山　綾香
1　決定年月日時　令和７年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和７年（フ）第１０号
宮崎県都城市丸谷町769番地
債務者　村永　　健
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年４月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和６年（フ）第１２０号
岩手県一関市東山町田河津字丸木153番地
債務者　佐藤　康弘
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第１７号
宮城県大崎市鹿島台平渡字上敷34番地１　麗203号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神122番地５
債務者　三山　優希
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１９号
千葉県鎌ケ谷市初富924番地885
債務者　今田　光一
1　決定年月日時　令和７年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２０号
千葉県鎌ケ谷市初富924番地885
債務者　今田　和子
1　決定年月日時　令和７年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第５０号
千葉県我孫子市根戸666番地の１（105号）北柏第１コーポ
債務者　相澤　俊也
1　決定年月日時　令和７年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第６１号
千葉県松戸市常盤平２丁目３番地の３　ドフィーヌときわ平２　201号、前住所埼玉県越谷市南越谷３丁目21番４号　プラザドゥハーモニア211号
債務者　山田加弥乃
1　決定年月日時　令和７年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２４号
兵庫県宝塚市米谷２丁目５番11―303号
債務者　南崎亜矢子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第２７３号
福島県須賀川市影沼町132番地　三愛ハイツ101号
債務者　岩崎奈緒海
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和６年（フ）第１０６４号
神戸市中央区宮本通６丁目７番６号　渡辺マンション303、従前の住所神戸市垂水区塩屋町４丁目８番22号　水之浦方
債務者　菖蒲田　均
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８５号
神戸市垂水区城が山１丁目７番27―302号、従前の住所大阪市西淀川区野里１丁目21番20―303号
債務者　三宅　治佳
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９７号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目２番23号　グリーンハイツ鈴蘭100号、従前の住所大阪府堺市中区堀上町137番地８
債務者　岡田　基希
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９８号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目２番23号　グリーンハイツ鈴蘭100号、従前の住所大阪府堺市中区堀上町137番地８
債務者　岡田　志穂
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１号
兵庫県揖保郡太子町東南730番地２、従前の住所兵庫県姫路市香寺町須加院220番地57
債務者　森本　利洋
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第６９号
広島県廿日市市峠1125番地25
債務者　久保　知一
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７２号
広島県廿日市市平良２丁目12番60号（106）
債務者　上田　颯斗
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第６８６号
千葉県柏市緑台25－１　ビュー緑台201、住民票上の住所岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第４地割80番地５
債務者　田中　将也
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第８２４号
千葉県野田市尾崎805番地の18　アリス野田105号室
債務者　藤隅　芳裕
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９３９号
千葉県流山市南流山７丁目27番地の３　Ｔｅｒｒａｃｅ南流山203
債務者　寺地ケイ子（旧姓冨樫）
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９８５号
千葉県野田市山崎新町2203番地の１　ポトリバＤ棟102号室、前住所千葉県野田市古布内275番地１　鶴岡アパートＣ棟201
債務者　山田　敬紀
１　決定年月日時　令和７年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９８８号
千葉県柏市泉町16番15号　フォンテーヌ柏202号
債務者　井上　紳也
１　決定年月日時　令和７年２月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３７号
千葉県松戸市南花島１丁目15番地　ＪＲ東日本南花島社宅Ｂ－301号
債務者　作元　永一
１　決定年月日時　令和７年２月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第５８３号
熊本市南区城南町千町1562番地２、転入前住所熊本市中央区琴平本町４番64－503号　琴平団地１Ｃ－１
債務者　中村　栄希
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第６６８号
熊本市東区長嶺南７丁目20番32号
債務者　樋本　弦也
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７８４号
熊本市北区龍田陳内３丁目22番70－202号　パピーズ光の森
債務者　猪石あかり
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７８８号
熊本市西区二本木４丁目３番42－２号　Ａｆｆｉｔｔｏ熊本駅南205号室
債務者　東　　知明
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３７号
熊本市東区月出３丁目１番34号　グラスムーン月出201号、異動前住所熊本市東区御領３丁目13番39号　パレスモア　303号室
債務者　中松　緋魅
１　決定年月日時　令和７年２月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第２５９号
神奈川県逗子市沼間６丁目13番３号　ファミーユ参番館201
債務者　鈴木　恵美
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和６年（フ）第２７３号
神奈川県横須賀市森崎１丁目13番１－205号
債務者　茗花　良文
１　決定年月日時　令和７年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和６年（フ）第２７号
奈良県吉野郡大淀町大字北野135番地の11
債務者　中前　好弘
1　決定年月日時　令和７年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

令和７年（フ）第７号
山口県宇部市床波６丁目11番12号
債務者　渡邊　盛久
1　決定年月日時　令和７年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和７年（フ）第８５号
広島市西区草津東２丁目６番18号
債務者　木村嘉奈晃
1　決定年月日時　令和７年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第７８１号
熊本市中央区本荘２丁目９番６号　アップルハウス103、転入前住所熊本市南区南高江１丁目16番37号
債務者　桑原　雄史
1　決定年月日時　令和７年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

令和６年（フ）第６０１号
千葉県柏市五條谷118番地
破産者　飛井　伸一
1　決定年月日　令和７年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９１４号
千葉県松戸市二十世紀が丘戸山町６番地　クイーンズヒルＡ―301号
破産者　相馬　瑞緒（旧姓矢野）
1　決定年月日　令和７年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和３年（フ）第５３０号
北九州市小倉南区津田１丁目２番28号
破産者　株式会社アール・エフ
1　決定年月日　令和７年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第７６４号
千葉県流山市おおたかの森西４丁目177番地の96
破産者　中川　幸一
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和５年（フ）第１７８５号
札幌市豊平区月寒東１条17丁目４番１号
破産者　株式会社上原興業
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１４１５号
札幌市中央区南１条西20丁目１番６号
破産者　株式会社北海道フード工房
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１９５９号
札幌市中央区南22条西11丁目１―22―802
破産者　株式会社絆心
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３７７号
静岡県沼津市大岡1787番地の１
破産者　ヘルバンウェルス株式会社
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第１８２０号
名古屋市港区高木町２丁目18番地
破産者　有限会社一晃土木
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１１０５号
大阪市西区九条１丁目28番３号
破産者　株式会社日本土地経済
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３６７３号
大阪市都島区高倉町３丁目12―14、商業登記簿上の本店所在地大阪市都島区毛馬町４丁目３番26号
破産者　浪華絹綿株式会社
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３６７４号
大阪市都島区高倉町３丁目12―14、商業登記簿上の本店所在地大阪市都島区毛馬町４丁目３番26号
破産者　サンセイ株式会社
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４６５６号
大阪市北区西天満６丁目２番14号マッセ梅田ビル２号館606号室
破産者　株式会社ワイエス
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０１４号
大阪府東大阪市御厨２―４―16―201
破産者　合同会社Ｒｉｇｕｌｕｓ
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５３４９号
大阪府枚方市東香里２丁目27番21号301号室
破産者　株式会社ＳＴＡＲＲＹ　ＳＫＹ
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４９０号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目９番６号
破産者　株式会社ｙｅｓ　ａｎｄ　ｎｏ
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４５９号
大阪府藤井寺市小山２丁目15番29号
破産者　有限会社ナミタヤ
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第２１２号
兵庫県伊丹市高台１丁目110番地
破産者　有限会社Ｐｈａｎｒｉｃ
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第１２９号
岡山県倉敷市福田町福田2271番地の２
破産者　有限会社ショーワ
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和５年（フ）第１５５０号
東京都八王子市散田町５丁目６番５号
破産者　株式会社ソーケン
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２１６８号
東京都町田市南成瀬５丁目32番地12アップルハウス301
破産者　井上　幹也
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１３８６号
横浜市鶴見区駒岡４丁目21番８－102号
破産者　山田　真一
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第５３号
川崎市高津区坂戸３丁目２番１号
破産者　株式会社ユーディー
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第２２１号
金沢市押野３丁目608番地５
破産者　ワンダーシステムズ株式会社
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

令和４年（フ）第２２８号
静岡県沼津市上香貫槇島町1282番地の３
破産者　伊富水産株式会社
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和５年（フ）第１２８号
三重県員弁郡東員町大字山田1156番地
破産者　有限会社フラワーホーム
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第３４号
三重県三重郡川越町大字高松33番地
破産者　有限会社練屋
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第１６０号
熊本市東区若葉２丁目10番24号
破産者　株式会社オンリーケア
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和６年（フ）第６３号
鹿児島県阿久根市大川647－１、開始決定時の住所鹿児島県阿久根市鶴川内4116番地３
破産者　上野　　進
1　決定年月日　令和７年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和６年（フ）第６４号
鹿児島県阿久根市大川647－１、開始決定時の住所鹿児島県阿久根市鶴川内4116番地３
破産者　上野　純子
1　決定年月日　令和７年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和６年（フ）第８４号
鹿児島県薩摩川内市高江町6243番地１
破産者　大迫加奈子
1　決定年月日　令和７年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和６年（フ）第７７２号
北九州市八幡西区岩崎４丁目４番18号、前住所北九州市若松区花野路１丁目23番11号
破産者　塚田　俊英
1　決定年月日　令和７年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第８８号
新潟県村上市山居町２丁目１番33号　ヴィクトリアパーク205
破産者　関矢　貴幸
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和６年（フ）第１０２号
新潟県新発田市東新町２丁目９番25号　アザレア東新町　２番館
破産者　菅原　光明
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和６年（フ）第１０８号
新潟県村上市早稲田1985番地
破産者　大滝　聡実
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和６年（フ）第１１６号
新潟県新発田市下小中山1107番地　特別養護老人ホーム新発田まごころの里
破産者　石丸　博基
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和６年（フ）第１２５号
新潟県村上市北田中339番地甲
破産者　大平　　大
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和６年（フ）第１６９号
山梨県甲斐市菖蒲澤1290番地１
破産者　今井雄之助
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１７４号
山梨県笛吹市御坂町栗合67番地４
破産者　秋山　孝広
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２９９号
山梨県甲府市桜井町558番地　春風寮、開始決定時の住所山梨県甲府市大手２丁目２番12号
破産者　奈良　益孝
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２７０号
熊本市北区弓削５丁目１番52号
破産者　渡邊伊津雄
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第６８６号
熊本市南区城南町舞原116番地１　パインヒル21　１―202、転入前住所熊本市中央区渡鹿６丁目８番31号　ワンティック渡鹿Ⅲ206号
破産者　白石　頼享（旧姓松本）
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７２７号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1157番地３　ラ・ブリーズ菊陽　502号、前住所熊本県球磨郡錦町大字木上北73番地
破産者　鶴田　一馬
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１４１号
鹿児島県姶良市加治木町木田2944番地１
破産者　妹尾　大地
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和６年（フ）第１４２号
鹿児島県姶良郡湧水町般若寺474番地２
破産者　岡田　　浩
1　決定年月日　令和７年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和６年（フ）第２０３５号
札幌市豊平区平岸３条９丁目10番６号　アティック平岸205号
破産者　佐々木優太
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２０５８号
千葉県市原市八幡1288番地１　アーバンライフ八幡３―Ａ
破産者　石岡　　元
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２７号
群馬県沼田市材木町1321番地３
破産者　笠原　宏太
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和６年（フ）第１００号
静岡県御殿場市神山780番地の１　フォルジャトーレ神山201
破産者　大沼　　司
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第４１２号
静岡県沼津市高砂町12番地の13　ブライト・ヒルサイドＫ高砂202号室
破産者　小田巻真衣（旧姓村松）
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第９２７号
名古屋市南区本星崎町字町西450番地
破産者　長田　　透
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２１９４号
名古屋市中川区澄池町11番９号　コーポふかみ102号
破産者　中村　　誠
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２５０９号
名古屋市東区葵１丁目23番19号　クレセント葵502号、従前の住所岐阜市住ノ江町１丁目14番地３　プログレッソ岐阜駅前203
破産者　北村　英明
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２５２７号
名古屋市瑞穂区北原町１丁目１番地の23　ラヴィ　クレールⅡ　201号
破産者　徳石　　正
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１１０６号
大阪市港区築港４丁目５番１―604号、前住所大阪市平野区喜連２丁目７番15―213号
破産者　中野　一樹
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３２９１号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘１丁目３番11号、開始決定時東京都目黒区大岡山１丁目３番14号
破産者　菊辻　俊介
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３３２７号
大阪府箕面市桜４丁目２番１号　(102号)
破産者　山口　和豊
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３３５１号
大阪市東住吉区矢田６丁目12番８―609号
破産者　舟串加奈子
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３４９３号
大阪府東大阪市東石切町４丁目８番43号ドムール芝高　206
破産者　室元満寿美（旧姓越智）
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３６２２号
大阪市住吉区長居２丁目８―８　エルマーレ309号、開始決定時大阪市平野区瓜破東４丁目１番14―203号
破産者　ハルノテックこと　春野英二郎
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３６７５号
大阪市都島区毛馬町４丁目３番24―1208号
破産者　西澤　　勉
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３８３４号
大阪府豊中市原田元町１丁目23番18号
破産者　椋本　元気
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３８８５号
大阪市東淀川区下新庄１丁目７番18号　ベルフルール　101号
破産者　六甲建設こと　山口　　敬
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４１０９号
山口県宇部市東本町２丁目１番２―603号
破産者　山田美智子
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４１１４号
大阪市西成区天下茶屋３丁目28番５号　ハイツアミーナ　302号
破産者　得能　裕也
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４１９０号
大阪市西成区中開２丁目２番22―320号
破産者　堀田　東英
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４７１５号
大阪市東淀川区上新庄２―10―14　エクセル聴風館101　(前住所)神戸市灘区青谷町４―４―53　レオパレスブルーバリー104号室、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里７丁目30番９―307号
破産者　木村　恭平
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０１５号
大阪府枚方市出口１丁目８番５―605号
破産者　片山　裕基
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０４１号
大阪府豊中市桜の町１丁目５番13―401号
破産者　横山電機商会こと　横山　博巳
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５０４２号
大阪府豊中市桜の町１丁目５番13―401号
破産者　横山ふみ子
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５１３８号
大阪市平野区瓜破１丁目５番16号　グリーンシャルバート　601号
破産者　大野　　茜
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５３５０号
京都府京田辺市薪長尾谷25番地67
破産者　奥村　優樹
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５３７７号
大阪府寝屋川市田井町８番20―401号
破産者　松元　正義
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４１３号
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番23―1203号
破産者　野並　千春
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４８２号
大阪市東成区中本３丁目９番20―1018号
破産者　今西　一真
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第４６０号
大阪府藤井寺市小山２丁目15番29号
破産者　道籏　孝
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第４４号
兵庫県川西市東多田２丁目10番８―211号
破産者　渡辺　翔太
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第２１３号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目11番４―410号
破産者　濱田　修
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第２３３号
兵庫県伊丹市森本３丁目54番地１　エクセレントⅡ―ＫＤ105号
破産者　田辺　千里
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第２５８号
兵庫県伊丹市東野４丁目11番地の31、前住所大阪府豊中市柴原町４丁目３番４号
破産者　ブルームこと　奥田　和惠
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和６年（フ）第１３０号
岡山県倉敷市福田町福田2271番地２
破産者　田中　昭博
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第１７５号
福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木19番地　レスポワール105
破産者　江口　成祐
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第２００号
福岡市東区名島１丁目28番28―102号　大産名島ビルＡ、前住所福岡県久留米市北野町仁王丸238番地１
破産者　宿利　雄二
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第５０６号
福岡県田川市西本町１番24号　身吉アパート101（西本町）、申立時の住所北九州市八幡東区荒手２丁目３番23号
破産者　後藤　直樹
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第６１３号
北九州市八幡西区穴生１丁目18番５―401号
破産者　山中　将幸
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市美園町４丁目21番18号　レジェンド美園102
破産者　鹿野亜由美（旧姓児玉）
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和６年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市柏木町１丁目２番９号　ルーブル柏木Ａ棟103
破産者　髙成　千尋（旧姓森）
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和６年（フ）第２０号
北海道斜里郡清里町札弦町44番地
破産者　更屋　敦
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和６年（フ）第５９号
秋田県湯沢市岩崎字森合102番地
破産者　髙橋真奈美
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和６年（フ）第６３号
秋田県横手市雄物川町大沢字水上沢37番地７
破産者　佐藤　清子
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和６年（フ）第１４６号
栃木県足利市小俣町1790番地４　グリーンピークＢ106、前住所栃木県足利市小俣町3184番地５
破産者　マフィン専門店　ｔｏｉ　ｔｏｉ　ｔｏｉこと　安齋真澄美
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和６年（フ）第７３号
群馬県桐生市相生町１丁目328番地の16　フレアレザン中林Ｃ―207
破産者　大木　智子（旧姓藤澤）
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和６年（フ）第１８３号
新潟市中央区紫竹山１丁目８番６号　紫竹山ガーデンハイツ502号
破産者　小泉　　満
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５４号
新潟県加茂市矢立10番11号、開始決定時の住所新潟県三条市三竹３丁目６番30号
破産者　澁谷　　聡
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和６年（フ）第２２２号
東京都目黒区南２丁目３番４号　ヴィッラホーム四番館105、従前の住所金沢市押野３丁目608番地５
破産者　氷見　和貴
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２６７号
金沢市利屋町ム40番地119
破産者　沖野　立治
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３０号
金沢市諸江中丁130―８　アイビー金沢諸江（従前の住所）福井県敦賀市砂流50号12番地の１、住民票上の住所金沢市藤江北１丁目93番地１（表方）
破産者　新　　裕喜
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３３２号
金沢市土清水２丁目298番地　エミネンスシミズ　201号、従前の住所金沢市久安３丁目478番地
破産者　本家かまどや津幡店こと　瀧口　哲之
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和４年（フ）第２２９号
静岡県沼津市馬込145番地
破産者　伊藤　貞博
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和４年（フ）第２３０号
静岡県沼津市馬込145番地
破産者　伊藤由美子
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第４１３号
静岡県沼津市沼北町１丁目14番６号　小倉政一方
破産者　小池　健太
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第７６号
静岡県掛川市下俣南２丁目25番６号　プロヴァンス　105、前住所静岡県御前崎市御前崎614番地
破産者　遠藤　晴久
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和６年（フ）第８１号
静岡県御前崎市池新田4824番地の11　ライフスタイル長尾102号
破産者　長尾　竜也
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和６年（フ）第８２号
静岡県掛川市原里597番地、住民票上の住所静岡県袋井市愛野東１丁目11番地の３
破産者　乗松　拓郎
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和６年（フ）第２７号
京都府綾部市岡町斗代20番地の８
破産者　松田　佳代
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和６年（フ）第２２７１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目31番８―303号
破産者　田村　　仁
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３４０号
兵庫県加古川市別府町新野辺574番地の36
破産者　新城　勇三
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第４７０号
兵庫県加古川市西神吉町岸582番地の５、従前の住所兵庫県加古川市平岡町二俣1007番地神鋼二俣社宅Ｃ２―108号
破産者　蔭山　翔太
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第５６７号
兵庫県姫路市勝原区山戸10番地
破産者　眞田　理恵
１　決定年月日　令和７年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第５８５号
兵庫県姫路市書写1019番地369　県営姫路書写住宅１―106号
破産者　田路　裕子
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和５年（フ）第６２号
広島県庄原市上原町636番地、前住所広島県広島市安芸区船越６丁目21番４―201号
破産者　前　勇一郎
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和６年（フ）第２７６号
愛媛県松山市堀江町1121番地７　アルト堀江２―2507号
破産者　中澤　祥哉
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２９８号
福岡県中間市大字垣生1233番地２　ヴィラナリー中間１号棟306号、前住所北九州市八幡西区鷹の巣２丁目８番５―310号
破産者　寺敷　雅人
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第７９９号
北九州市若松区原町９番27―506号
破産者　武藤富美男
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第１４１号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年223番地12
破産者　甲斐　　眞
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３７３号
宮崎市清武町加納乙268番地１　ゆとり218―202号
破産者　西　真由美
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３８号
宮崎県日南市大字平野4319番地１
破産者　鶴田　良男
1　決定年月日　令和７年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

免責許可決定

令和６年（フ）第１７５３号
札幌市北区百合が原７丁目12番17号　Ｋ・Ｍコート205号
破産者　西村　　豪
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１９０６号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番13号　コーポ月寒Ｂ―205号
破産者　国分　　進
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１９０７号
北海道北広島市大曲光３丁目３番地４
破産者　西田　ゆか
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１９４４号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目10番47号　ノースプルメリア201号
破産者　山﨑　正徳
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１９７７号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目10番47号　ノースプルメリア201号
破産者　山﨑　智美
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１９９１号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番６―305号
破産者　綾木　佑己
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２０３６号
札幌市豊平区月寒西２条10丁目２番40―509号
破産者　今　　友美
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２０９０号
北海道石狩市花川南５条５丁目16番地
破産者　大澤絵美里（旧姓村山）
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１１４号
札幌市東区北24条東３丁目１番18―202号
破産者　吉良　千里
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１２０号
札幌市白石区菊水６条２丁目６番30―705号
破産者　安田美由紀
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２１３７号
札幌市東区伏古10条４丁目１番３号　セブンカラット202号
破産者　秋元　　實
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第２２６１号
札幌市中央区南10条西13丁目２番36―201号
破産者　春日　春菜
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１０号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町７丁目83番地の１　アップル団地４―１―４号
破産者　吉田一桜花
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所留萌支部

令和６年（フ）第６１号
岩手県宮古市五月町２番39号
破産者　信夫　貴博
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和６年（フ）第１３０号
福島県いわき市常磐関船町３丁目12番地の２
破産者　村田　朋萌
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第１７４号
福島県いわき市泉町滝尻字神力前14番地の８　ヴィレッジリュウジン202
破産者　今泉　侑八（旧姓納谷）
1　決定年月日　令和７年２月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第１７５号
福島県いわき市泉町滝尻字神力前14番地の８ヴィレッジリュウジン202
破産者　今泉　彩香（旧姓馬目）
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第１８４１号
埼玉県久喜市上町３番28―10号
破産者　星野　和子
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１９１３号
埼玉県川口市芝塚原１丁目７番38号　ＳＫマンション12　103号
破産者　夏戸　祐希
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１９２５号
さいたま市見沼区堀崎町1206番地１　ジュノーハイツ102
破産者　小野寺一詞
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１９５０号
さいたま市北区宮原町３丁目291番地　アドリーム21　303号室
破産者　早坂　桃花
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１９５４号
埼玉県川口市朝日１丁目14番27号　ルートホワイトⅡ　302号
破産者　成田真由子
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１９６３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―23―301
破産者　小林美知子
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２０１９号
さいたま市大宮区三橋１丁目54番地１　渋谷コーポ102
破産者　松浦　　薫
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第６１７号
相模原市南区麻溝台５―９―30　特別養護老人ホーム　りんどう麻溝、住民票上の住所相模原市南区下溝827番地１　スターハイツⅥ201
破産者　市川　信枝
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第６３８号
相模原市南区下溝928番地７
破産者　福地まゆみ（旧姓中野・坂口）
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第６４５号
神奈川県座間市入谷東３丁目18番31―403号フレグランス座間
破産者　古川　規子
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第２１１号
富山県滑川市魚躬320番地１　ドムス・ウィスタリアⅡ201、前住所富山市赤田968番地ＰＬＡＺＡ赤田309号
破産者　増田　　将
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第２７０５号
愛知県尾張旭市印場元町２丁目７番地５　グランドハイツ印場駅前802号
破産者　長江　享子
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７２９号
名古屋市港区錦町17番４号　ヒラソル101号
破産者　岩田　啓太
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７７６号
名古屋市守山区町南19番23号
破産者　田中　俊恵
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７８９号
名古屋市中川区吉津４丁目1604番地　エルディム松下201号
破産者　浅野　晴彦
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２８５５号
愛知県北名古屋市鍛治ケ一色鍛治前10番地特別養護老人ホーム五条の里
破産者　舟橋　　進
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２８７０号
名古屋市守山区森孝４丁目118番地　タウニー三軒家201号
破産者　佐藤　　晃
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２９８号
愛知県豊川市金屋本町４丁目20番地
破産者　牧瀬みどり
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第５８９号
兵庫県姫路市飾東町佐良和48番地３リベールコート202号
破産者　神吉　　博
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第５９６号
兵庫県姫路市増位本町２丁目９番13号　エクセルハイツ201、従前の住所兵庫県神崎郡神河町中村395番地
破産者　中村　和子
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第６５１号
兵庫県姫路市香寺町広瀬31番地１　エクメーネ香呂Ｃ―202、従前の住所兵庫県加古川市志方町横大路963番地の３
破産者　杉野　美加（旧姓丹羽）
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第２５２号
奈良県橿原市見瀬町616番地の２　マンションあすか303号
破産者　須見　洋一
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第３００号
奈良県橿原市川西町76番地　Ａ２―203、前住所奈良県御所市大字戸毛910番地の２
破産者　栗本　和代
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第１５号
島根県益田市東町８番５号（201）　メゾン東町、前住所島根県鹿足郡津和野町中川555番地１
破産者　桑原　えり
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

令和６年（フ）第４３号
山口県萩市大字椿2922番地５、従前の住所大阪市北区池田町３番21―2011号
破産者　塩塚　聡子
１　決定年月日　令和７年２月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

令和７年３月13日　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

⑴　小学校教諭一種免許状
　令２小１第2181号

⑵　中学校教諭一種免許状（音楽）
　令２中１第6400号

⑶　高等学校教諭一種免許状（音楽）
　令２高１第7966号

2　授与年月日及び授与権者

⑴　令和３年３月31日　東京都教育委員会

⑵　令和３年３月31日　東京都教育委員会

⑶　令和３年３月31日　東京都教育委員会

3　氏名及び本籍地
　中島　憂也　千葉県

4　失効年月日
　令和７年２月26日

5　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号
　（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和７年３月13日　東京都教育委員会

1　失効した免許状
　氏名、本籍地、免許状の種類、教科（領域）、番号、授与年月日、授与権者

⑴　佐藤　洋一、埼玉県、

ア　小学校教諭二種免許状、平19小２第10165号、平成20年３月31日、東京都教育委員会

イ　小学校教諭一種免許状、平22小１第2044号、平成23年３月31日、東京都教育委員会

ウ　中学校教諭二種免許状、外国語（英語）、平30中２第54号、平成30年12月16日、東京都教育委員会

2　失効年月日

⑴　令和６年11月８日

3　失効の事由

⑴　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、女性、年齢70～90歳位、身長148センチメートル、体格痩、頭髪白髪

上記の者は、熊谷福島病院に入院していたが、令和６年10月27日、午前１時57分に死亡確認されたものである。なお、過去の同居人から、宮下はる代（昭和16年１月15日生）であると聴取していたものの詳細は不明。遺体は火葬に付し、遺骨を熊谷市内の宗教法人にて保管しています。心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。

令和７年３月13日

埼玉県　熊谷市長　小林　哲也

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

北海道紋別市大山町一丁目四番二二号
武田産業株式会社
代表清算人　武田眞知子

解散公告

当社は、令和七年二月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

札幌市中央区南十条西一〇丁目一一二〇
ＰＵＮＴＯＤＥＸ合同会社
清算人　橋田　幸典

解散公告

当社は、令和七年二月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

札幌市中央区南十条西一〇丁目一一二〇
ＴＡＫＭＡＫ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ合同会社
清算人　橋田　幸典

解散公告

当社は、令和七年二月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

札幌市中央区南十条西一〇丁目一一二〇
ＧＲＵＰＯ　ＦＵＴＵＲＯ合同会社
清算人　橋田　幸典

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日に解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

札幌市南区真駒内南町二丁目一番三号
有限会社十字堂薬局
清算人　上田　健一

解散公告

当社は、令和七年一月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

札幌市白石区菊水四条一丁目八一一ブルメンブルグ二〇〇号　合同会社ＭＩＳＯＹＡ
清算人　田川　緑梨

解散公告

当社は、令和七年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

北海道檜戸郡瀋臼町字瀋臼内一七四番地の一八　北光電子工業株式会社
代表清算人　小松　正年

解散公告

当社は、令和七年二月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

札幌市中央区南十条西一〇丁目一一二〇
ＧＲＵＰＯ　ＦＵＴＵＲＯ合同会社
清算人　橋田　幸典

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

仙台市青葉区本町一丁目一〇番二一号
第一コーポレーション有限会社
清算人　石田　武彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

福島県石川郡玉川村大字小高字稲荷畷一番地
株式会社ＧＲＣたまかわ
代表清算人　須釜　吉徳

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

茨城県日立市神峰町二丁目一四番三号
有限会社高橋鉄工所
清算人　高橋　勇次

解散公告

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

埼玉県入間市河原町八番五号フォルム飛和二〇一
ＮＰＯ法人不用品の物品寄付で明るい社会を築く会
清算人　金村　栄作

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目七一五番地

有限会社安清商事

清算人　安藤　文雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

埼玉県所沢市くすのき台三丁目一三番地の五キャッスル北の台三〇一号室

合同会社エフアニマート

清算人　藤岡　侑

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

埼玉県狭山市大字青柳六三七番地の三

株式会社彩優館

代表清算人　水野　勇

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

埼玉県ふじみ野市元福岡三丁目一番一号

有限会社彫刻サロン二十一

清算人　櫻井　やす

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

千葉県野田市花井三五七番地の一八

株式会社オフィス五十嵐

代表清算人　五十嵐貞二

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都北区堀船三丁目三三番三号

有限会社ヨシダヤ

清算人　吉田　晴之

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都墨田区向島三丁目七番一一号

株式会社オバナ

代表清算人　尾端芙美子

解散公告

当法人は、令和七年一月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都墨田区向島三丁目七番一一号

特定非営利活動法人イマジン

清算人　寺前　秀一

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都板橋区西台三丁目五六番四―六一〇号

有限会社コニー

清算人　森　美智子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人ＡＲＫ０１

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　合同会社ＭＡＲＫ０１

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都荒川区町屋二丁目一七番一五号

株式会社Ｃｅｒｂｅｒｕｓ

代表清算人　森　佑介

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都台東区三筋二丁目五番五号ウエノオフィスサプライ内

特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット　清算人　坂下　誠

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都墨田区緑四丁目八番六号

株式会社ピーアンドエヌ

代表清算人　藤崎　洋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都西東京市南町四丁目一九番二〇号

目崎商事株式会社

代表清算人　目崎　正博

解散公告

当社は、令和七年二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都目黒区自由が丘一丁目三番一八号

株式会社キッチホールディングス

代表清算人　川倉　喜一

解散公告

当社は令和七年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散しました。当社に債権を有する方は本公告掲載翌日から二箇月以内に申し出下さい。期間内に申し出がない時は清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都新宿区新宿七丁目一七番一八号

株式会社ＧＲＩＰＰＰ

代表清算人　坪井　健

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ｌｉｍｐｌｎ株式会社

代表清算人　堀江　駿介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都渋谷区松濤二丁目二〇番一〇号ｍｏｄｅｒｎｏｔｏｒｒｅｓｈｏ－ｔｏ二〇Ｆ

株式会社ウェルスコミュニケーション

代表清算人　西村　豪庸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都渋谷区神宮前五丁目二五番四号

株式会社Ｋａｌｅｉｄｏ

代表清算人　西村　豪庸

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都世田谷区池尻四丁目一番六号

株式会社アムシャ・スプンタ

代表清算人　西村　豪庸

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号

朝日Ｉ＆Ｒエナジー合同会社

清算人　サイガワインフラホールディングス一般社団法人

職務執行者　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都千代田区神田富山町七番四〇九号

株式会社Ｖ－link Business Consulting

代表清算人　山井　雅嗣

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日付会社法第三一九条第一項の規定による書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都港区西新橋三丁目二四番八号山内ビル三Ｆ

Ｔｒｉｓｔａｔｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　レニール・ヤング・ナング

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都大田区田園調布五丁目三番一五号

株式会社ＪＩＮ

代表清算人　福井　晴子

解散公告

当社は、令和七年三月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都港区赤坂九丁目一番七号

ゴールドマイン株式会社

代表清算人　金　朝阳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

横浜市保土ケ谷区仏向西一二番一一号

ＴＷＩＮＣＬＥ合同会社

清算人　阿部　章二

解散公告

当認可地縁団体は、令和六年十月二十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

神奈川県小田原市小竹一四九二番地

認可地縁団体小竹打越自治会

清算人　小林　功

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

神奈川県足柄下郡箱根町強羅一三〇〇番地五〇一

株式会社刻ノ葉

代表清算人　会田　優一

解散公告

当社は、令和四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

新潟県上越市柿崎区阿弥陀瀬三三四番地

有限会社樫出左官工業

清算人　樫出　正導

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

静岡県掛川市梅橋一番地

一般社団法人梅橋報徳社

清算人　伊藤　清彦

解散公告

当法人は、令和七年二月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

名古屋市名東区勢子坊三丁目六一一番地

勢子ハイツ一〇二号

ＮＰＯ法人ふれあいゆめひろば

清算人　松波　真司

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

愛知県刈谷市寿町四丁目六〇一番地

株式会社しごとラボ

代表清算人　岡村　優

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

大阪市北区本庄東二―二―二四キリン梅田ビル三〇二号室　海波株式会社

代表清算人　鳴海　静夏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

大阪市中央区南船場三丁目二番二八号日宝タイヨービル四階　株式会社アイカ

代表清算人　蛭田　愛子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

大阪市北区天神橋三丁目二番一〇号スリージェ南森町ビル七階　株式会社バダス

代表清算人　森　由美子

解散公告

当社は、令和七年二月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

大阪府大阪市中央区北浜一丁目一番九号北浜インベストメント株式会社

代表清算人　五十右信啓

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

大阪府豊中市北桜塚四丁目五番五―四〇四号

ＮＰＯ法人囲碁タス

清算人　徳弘　広美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

大阪府交野市私部六丁目二〇番一〇号

小野田地所有限会社

清算人　小野田　至

解散公告

当社は、令和七年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

兵庫県西宮市今津真砂町一番二二―一〇六号

有限会社あらた新社

代表清算人　荒田　隆史

解散公告

当社は、令和七年二月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

兵庫県西宮市甲東園五丁目五―一九

有限会社シリウス

清算人　新城　容子

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

徳島県海部郡海陽町四方原字町西四五番地

株式会社トノワ

代表清算人　谷崎　公隆

解散公告

当法人は、令和七年二月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

愛媛県松山市祝川二丁目一〇番一六号

特定非営利活動法人アピアランスサポート

清算人　小野池友美

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

愛媛県東温市西岡五九九番地三六

株式会社プランドゥ

代表清算人　髙須賀紀正

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

福岡県春日市小倉東二丁目一九番地春日サンハイツ八棟五〇五号　合同会社葉月

清算人　尾崎　久郎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

福岡県京都郡みやこ町国分一三九六番地

特定非営利活動法人いやしのさと

代表清算人　追立　真司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

福岡県北九州市門司区大里本町二―一〇―一二　ＮＰＯ法人フュージョン・フォア

清算人　白井　浩子

解散公告

当社は、令和六年四月一日会社法第六四一条第四号の規定により解散し、令和七年二月十八日、福岡地方裁判所（令和六年（ヒ）第二十七号）より、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

福岡市東区和白東一丁目二〇番一二―一〇一号　清算人　弁護士　中川　佳宣

連絡先　福岡市中央区渡辺通二丁目一番八二　電気ビル共創館九階　弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

佐賀県佐賀市川副町大字犬井道一九〇五番地四　有限会社インフォテックス

清算人　岩橋　稔

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

長崎県南島原市口之津町丁五五九四番地二

有馬屋水産株式会社

代表清算人　安藤　嘉英

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

熊本県人吉市蓑野町二三〇番地四

フロンティア企画合同会社

清算人　西村　まり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

宮崎県延岡市平原町一丁目二七〇番地一

有限会社平原調剤薬局

清算人　米田　稔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

鹿児島市鴨池新町一四番三号

幸洋海事株式会社

代表清算人　中村　太亮

解散公告

当法人は令和七年二月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

鹿児島県大島郡与論町大字古里一二八三番地

特定非営利活動法人与論島ウンバル学校

清算人　麓　才良

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山一〇三〇―一

嵐山町平沢土地区画整理組合

代表清算人　内田　信雄

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年二月二十五日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

新潟県新潟市西区小新一四八五番地一

小新流通東土地区画整理組合

代表清算人　山崎　昇

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年二月二十八日佐久市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

長野県佐久市猿久保八八二番地

佐久平駅南土地区画整理組合

代表清算人　小林　静夫

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年二月二十一日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

広島県安芸高田市美土里町本郷一七七五番地

清算法人安芸高田市美土里町土地改良区

代表清算人　日野　勝利

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十月十八日開催の社員総会の決議並びに令和七年二月七日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

熊本市北区津浦町一九番二号

医療法人社団成郁会

清算人　石橋　史成

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十五日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

東京都足立区千住二丁目三九番地

医療法人社団寿英会

清算人　内田　英一

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月二日開催の社員総会の決議により、令和七年二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

山梨県中央市布施二〇七四番地

医療法人木之瀬医院

清算人　木之瀬　正

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月三日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

広島県安芸高田市吉田町吉田八三四番地の一

医療法人社団大智会

清算人　大徳　悦孝

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月十四日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

沖縄県沖縄市美原四丁目一番一〇号

医療法人永峰会

清算人　永山　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年一月二十一日名古屋地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

名古屋市西区藪下町二丁目一二番地

宗教法人神理教神祇中教会

清算人　山中　健司

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年三月八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和六年十二月二十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年三月十三日

福岡県田川市大字弓削田字大橋二一九番地一

医療法人中富内科医院

清算人　中富　康夫

第十一期決算公告

貸借対照表の要旨　令和六年十一月三十日現在　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	六八
固定資産	二
資産合計	七一

負債及び純資産の部

流動負債	四六
固定負債	二一三
株主資本	△一八七
資本金	一〇
利益剰余金	△一九七
（その他利益剰余金）	（△一九七）
（当期純利益）	（一二）
負債及び純資産合計	七一

令和七年三月十三日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番地サーラタワー

サーラの水株式会社

代表取締役社長　鈴木　将孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍北海道札幌市北区北二十九条西十二丁目八四九番地、最後の住所札幌市北区北二十九条西十二丁目二番二号
被相続人　亡　長田　守弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
事務所札幌市中央区大通西十五丁目一―一八紫苑大通八〇一号　やまうち法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山内　崇史

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍北海道滝川市北滝の川一一六九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　桝田　篤史
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
北海道雨竜郡雨竜町字満寿三〇番地二七
木村司法書士・行政書士事務所
相続財産清算人　司法書士　木村　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県松阪市中万町一三八二番地、最後の住所東京都日野市百草八九七番地の九
被相続人　亡　竹口　公弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
事務所東京都新宿区大久保二丁目七番一七号晴和ビル二階子浩法律事務所
相続財産清算人　弁護士　近藤　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都立川市曙町三丁目一七番、最後の住所東京都立川市富士見町六丁目三二番三〇五号
被相続人　亡　山崎　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
東京都国分寺市本町三―九―一六本田ビル四Ｆ　武蔵国分寺法律事務所
相続財産清算人　弁護士　足立　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県佐渡市大和一五二六番地、最後の住所東京都杉並区和田一丁目四一番一一号
救世軍恵みの家　被相続人　亡　佐々木　昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
東京都千代田区内幸町二丁目一番四号日比谷中日ビル六階　三宅坂総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大場　寿人

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都荒川区南千住六丁目一〇番地、最後の住所東京都渋谷区笹塚二丁目三八番七号グリーンドア二〇一
被相続人　亡　佐藤　健一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年五月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都東村山市久米川町四丁目四三番地二、最後の住所東京都江戸川区一之江六丁目一九番四号
被相続人　亡　大木　保男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年四月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
事務所東京都中野区中野五丁目六七番六号ビジネスハイツ中野七階七〇五号室　慶福法律事務所
相続財産清算人　弁護士　金子　玄

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜市港北区樽町二丁目七番、最後の住所神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷一丁目二七番地三六　葉潤の樹
被相続人　亡　小林　玉実
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビル四〇三Ｂ
相続財産清算人　弁護士　青山　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県小田原市西酒匂一丁目八番、最後の住所神奈川県小田原市西酒匂一丁目八番二七―四〇六号　被相続人　亡　木下　和憲
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
神奈川県小田原市浜町一丁目二番二四号平井ビル五階　まちかど法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岡安　知巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県津市相生町六九六番地一、最後の住所三重県津市大里野田町一一二四番地一老人ホーム高田慈光院
被相続人　亡　井田　貞子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
三重県津市栄町二丁目四六六番地
相続財産清算人　弁護士　粟原　雅斗

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県志摩市磯部町坂崎一一二〇番地、最後の住所三重県津市一志町庄村四九一番地二
被相続人　亡　小海途　豊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
三重県伊勢市吹上一丁目七番七号きりん第六ビル二〇八号　弁護士法人愛知総合法律事務所伊勢駅前事務所
相続財産清算人　弁護士　居石　孝男

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福井県坂井市三国町山王四丁目六三番地、最後の住所京都市右京区梅津尻溝町八番地　タウンハイツ嵐山二〇一号
被相続人　亡　氷見とし子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
京都市中京区夷川通富小路西入俵屋町三〇〇　ムロビル二階　夷川通り法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西村　友彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県呉市倉橋町七一三〇番地二、最後の住所大阪府松原市天美東九丁目一二番三一号
被相続人　亡　古中　孝行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階　堺みなと法律事務所
相続財産清算人　弁護士　唐﨑　浩司

第 36 期 決 算 公 告

2025年3月13日
神奈川県愛甲郡愛川町角田489
ＡＧＣオートモーティブＡＭＣ株式会社
代表取締役　嶋田　悟

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	621,580
	固定資産	654,621
	合計	1,276,201
負債及び純資産の部	流動負債	871,907
	固定負債	276,992
	株主資本	127,302
	資本金	30,000
	利益剰余金	97,302
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	89,802
	（うち当期純利益）	(89,418)
	合計	1,276,201

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府大阪市港区市岡一丁目四番、最後の住所大阪市港区市岡元町二丁目一四番一八号　被相続人　亡　峯　信也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館三〇一号シリウス法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大森　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府大阪市淀川区西三国三丁目一〇四番地、最後の住所大阪府豊中市宮山町二丁目一八番五号　被相続人　亡　鈴木　勝彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル六階
相続財産清算人　弁護士　渡辺　麻紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県明石市朝霧町一丁目一二九九番地、最後の住所兵庫県加古川市野口町長砂一三四九番地の一七　被相続人　亡　松本　耕治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二
弁護士法人　藤田・川崎法律事務所
相続財産清算人　弁護士　川崎　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍高知県吾川郡いの町大内五八番地、最後の住所高知県吾川郡いの町大内五八番地　被相続人　亡　千頭　公子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
高知県吾川郡いの町一七〇〇番地一九
相続財産清算人　司法書士　刈谷　裕治

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍高知県香美市土佐山田町二五八九番地一、最後の住所高知県香美市土佐山田町旭町二丁目五番一四号　被相続人　亡　山本　広志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
事務所高知県香美市土佐山田町旭町一丁目三番一七号
相続財産清算人　司法書士　松元　礼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県田川市大字伊田一七一五番地八、最後の住所福岡県田川市大字伊田一七一五番地八　被相続人　亡　竹城　孝子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
福岡県飯塚市堀池一五五番地三中村ビル一〇七号室
相続財産清算人　司法書士　木山　重正

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山梨県甲府市城東四丁目四三番地、最後の住所福岡県京都郡苅田町大字馬場五四七番地　被相続人　亡　望月　昭夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
北九州市小倉北区鍛冶町一丁目一番一号北九州東洋ビル五階　弁護士法人リベラ
相続財産清算人　弁護士　松尾　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県八女市新庄一七六四番地、最後の住所佐賀県鳥栖市高田町二〇五番地一　寿夢の郷　被相続人　亡　島本　顕一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
福岡市中央区梅光園二丁目一八番二七号
相続財産清算人　司法書士　宮崎　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県久留米市城島町六町原四五一番地二、最後の住所福岡県久留米市城島町六町原四五一番地二　被相続人　亡　下坂ミネ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
福岡県久留米市櫛原町八一番地一〇　大石法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大石　昌彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県福岡市東区大字志賀島四六九番地、最後の住所福岡県福岡市東区雁の巣一丁目七番二五号奈多創生園　被相続人　亡　上野　敬子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号
相続財産清算人　弁護士　牟田　遼介

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍長崎県雲仙市吾妻町古城名七四九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　萩本　博幸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
長崎県島原市南柏野町三一一八―一　ルリ総合学園内安永法律事務所
相続財産清算人　弁護士　安永　大乗

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍長崎県長崎市宿町一番地三、最後の住所長崎県長崎市かき道四丁目五四番二七号　被相続人　亡　寒川　忠利
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年三月十三日
長崎県島原市中町八五一番地大手ビル三階
島原中央総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　河野　哲志

第49期決算公告

令和７年３月７日　東京都江東区冬木16番１号
株式会社サーマプレシジョン
代表取締役　小谷　一葉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,234	流動負債	779
固定資産	104	固定負債	206
		株主資本	339
		資本金	100
		資本剰余金	30
		資本準備金	30
		利益剰余金	229
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	217
		（うち当期純利益）	(8)
		自己株式	△20
		評価・換算差額等	14
		有価証券評価差額金	14
資産合計	1,338	負債・純資産合計	1,338

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市大字楠原三九六四番地、最後の住所宮崎県宮崎市大坪西二丁目一六番一号　被相続人　亡　山本ヤス子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年三月十三日

宮崎県宮崎市宮田町一二番一五号

相続財産清算人　司法書士　小松加奈子

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　広島県呉市蒲刈町田戸字明石場一〇九五七番

二　供託所　広島法務局呉支局

三　供託番号　令和六年度金第三三六号

四　供託金額　九六、〇〇〇円

五　裁判所　広島地方裁判所呉支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和六年（チ）第六号

令和七年三月十三日

広島県江田島市能美町鹿川二八〇四番地二

所有者不明土地管理人　濱野　真樹

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称

ハッピートラベル

二、住所　茨城県稲敷市犬塚一六三〇―一

三、代表者　上山　佳織

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都港区赤坂四丁目二番一九号

一般社団法人全国旅行業協会

令和七年三月十三日

東京都港区赤坂四丁目二番一九号

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業務

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―六八一二号

㈢　商号　株式会社エスティーオー

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社エスティーオー　東京都新宿区西新宿四丁目三一番三号永谷リヴュール新宿五一七　代表取締役　榊　正幸

㈤　主たる営業所の所在地　東京都新宿区西新宿四丁目三一番三号永谷リヴュール新宿五一七

㈥　旅行業の登録年月日　平成二十六年八月十四日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、令和七年二月二十六日、旅行業法施行規則第六十条の規定に基づく最初の認証申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員である期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお、弁済限度額は一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初に認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

令和七年三月十三日

東京都港区赤坂四丁目二番一九号

一般社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

第 29 期決算公告　令和７年２月25日

東京都荒川区西日暮里５丁目３番14号

株式会社ＩＳＥＫＩアグリ

代表取締役　鳥羽　弘次

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,407
	固定資産	134
	資産合計	3,541
負債及び純資産の部	流動負債	2,865
	固定負債	91
	株主資本	585
	資本金	80
	資本剰余金	37
	その他資本剰余金	37
	利益剰余金	468
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	448
	(うち当期純利益)	(76)
	負債・純資産合計	3,541

第 29 期決算公告　令和７年３月13日

香川県丸亀市富士見町三丁目３番50号

オークラホテル株式会社

代表取締役　齊藤　貴友

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	341,943
	固定資産	172,658
	合計	514,602
負債及び純資産の部	流動負債	197,203
	固定負債	51,468
	株主資本	265,931
	資本金	100,000
	資本剰余金	132,825
	利益剰余金	33,106
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	14,356
	(うち当期純利益)	(23,646)
	合計	514,602

第 77 期決算公告　令和７年３月13日

大阪市浪速区難波中三丁目３番７号

かんき株式会社

代表取締役　大津　悦朗

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,041,598
	固定資産	1,552,643
	繰延資産	18,263
	合計	6,612,505
負債及び純資産の部	流動負債	3,546,126
	固定負債	1,922,392
	株主資本	1,143,986
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,116,526
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	1,113,276
	(うち当期純利益)	(62,048)
	自己株式	△2,540
	合計	6,612,505

第 50 期 決 算 公 告

2025年２月21日

岩手県盛岡市津志田町一丁目５番25号

プリヂストン工業用品岩手販売株式会社

代表取締役　髙橋　瑞彦

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資産の部	流動資産	944,136
	固定資産	33,788
	合計	977,924
負債及び純資産の部	流動負債	268,242
	固定負債	43,160
	株主資本	666,522
	資本金	10,000
	利益剰余金	656,522
	その他利益剰余金	656,522
	(うち当期純利益)	(16,283)
	合計	977,924

第 49 期決算公告　令和７年２月26日

鳥取県米子市東山町８番地１

株式会社エスジーズ

代表取締役　今出　　上

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,241,912
	固定資産	734,524
	資産合計	1,976,436
負債及び純資産の部	流動負債	518,302
	固定負債	630,000
	株主資本	828,134
	資本金	30,000
	利益剰余金	798,134
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	790,634
	(うち当期純利益)	(38,686)
	負債・純資産合計	1,976,436

第 27 期決算公告　令和７年２月22日

東京都文京区白山二丁目33番10号

株式会社ＢＰアレンジメント

代表取締役　笹田　　潔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,748
	固定資産	34,780
	合計	78,528
負債及び純資産の部	流動負債	78,035
	賞与引当金	938
	その他	77,097
	固定負債	75,530
	株主資本	△75,037
	資本金	10,900
	利益剰余金	△85,937
	その他利益剰余金	△85,937
	(うち当期純損失)	(19,076)
	合計	78,528

第 41 期 決 算 公 告

令和７年２月25日
東京都台東区東上野４丁目26番８号
株式会社オズ・プロジェクト
代表取締役　薄井　祐二

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,698
	固定資産	2,021
	資産合計	54,719
負債及び純資産の部	流動負債	24,620
	賞与引当金	121
	株主資本	30,098
	資本金	40,000
	資本剰余金	21,200
	資本準備金	21,200
	利益剰余金	△31,101
	その他利益剰余金	△31,101
	（うち当期純損失）	(445)
	負債・純資産合計	54,719

第７期決算公告

令和７年２月12日
東京都港区六本木三丁目２番１号
六本木グランドタワー８階
ホークスブリッジ・キャピタル株式会社
代表取締役　高橋精一郎

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	696,429
	固定資産	104,217
	資産合計	800,647
負債及び純資産の部	流動負債	36,334
	固定負債	23,681
	株主資本	740,631
	資本金	70,000
	資本剰余金	50,000
	（資本準備金）	(50,000)
	利益剰余金	620,631
	（その他利益剰余金）	(620,631)
	（うち当期純損失）	(160,226)
	負債・純資産合計	800,647

第 12 期 決 算 公 告

令和７年３月13日
埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目４番１号
株式会社ベストケア・パートナーズ
代表取締役　中山　彬

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,912,641
	固定資産	1,438,505
	合計	3,351,146
負債及び純資産の部	流動負債	937,873
	賞与引当金	77,747
	固定負債	1,455,727
	株主資本	957,545
	資本金	20,000
	利益剰余金	937,545
	その他利益剰余金	937,545
	（うち当期純利益）	(297,403)
	合計	3,351,146

第 1 期 決 算 公 告

令和７年３月13日
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
note AI creative株式会社
代表取締役　今　雄一

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,000
	固定資産	100
	資産合計	42,100
負債及び純資産の部	流動負債	7,958
	負債合計	7,958
	株主資本	34,142
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,142
	その他利益剰余金	4,142
	（うち当期純利益）	(4,142)
	純資産合計	34,142
	負債・純資産合計	42,100

第 1 期 決 算 公 告

令和７年３月13日
東京都千代田区神田錦町１－27
アリルジュ株式会社
代表取締役　森下　真行

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	701,283
	固定資産	143,105
	資産合計	844,388
負債及び純資産の部	流動負債	32,184
	株主資本	812,204
	資本金	100,000
	資本剰余金	800,000
	その他資本剰余金	800,000
	利益剰余金	△87,795
	その他利益剰余金	△87,795
	（うち当期純損失）	(87,795)
	負債・純資産合計	844,388

第１期決算公告

令和７年３月13日
東京都品川区西品川一丁目１番１号
住友不動産大崎ガーデンタワー
Ｋｉｘ株式会社
代表取締役　高木　幸樹

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	87,415
	固定資産	139
	繰延資産	396
	資産合計	87,952
負債及び純資産の部	流動負債	14,097
	株主資本	73,854
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△26,145
	その他利益剰余金	△26,145
	（うち当期純損失）	(26,145)
	負債・純資産合計	87,952

第 67 期 決 算 公 告

令和７年２月26日　茨城県土浦市北神立町１番１
株式会社アールビー
代表取締役　廣岡　一志

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,863,978	流動負債	3,355,382
固定資産	1,047,799	固定負債	520,608
		負債合計	3,875,990
		株主資本	3,035,787
		資本金	88,809
		資本剰余金	20,900
		資本準備金	20,900
		利益剰余金	2,926,078
		利益準備金	22,202
		その他利益剰余金	2,903,876
		（うち当期純利益）	(76,520)
		純資産合計	3,035,787
資産合計	6,911,777	負債・純資産合計	6,911,777

第 23 期 決 算 公 告

令和７年２月26日
岡山県倉敷市水島明神町80番21号
享栄シーイー株式会社
代表取締役　本多　正之

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	268,249	流動負債	71,575
固定資産	29,548	固定負債	13,280
		株主資本	212,942
		資本金	20,000
		資本剰余金	4,500
		資本準備金	4,500
		利益剰余金	241,528
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	239,028
		（うち当期純利益）	(9,562)
		自己株式	△53,085
資産合計	297,797	負債・純資産合計	297,797

第 56 期 決 算 公 告

2025年３月13日　東京都あきる野市上代継字白岩600番地
株式会社東京サマーランド
代表取締役社長　折戸　一義

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,969	流動負債	224
固定資産	537	賞与引当金	26
		固定負債	424
		退職給付引当金	402
		株主資本	1,857
		資本金	400
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	1,357
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	1,348
		（うち当期純利益）	(242)
資産合計	2,506	負債・純資産合計	2,506

第 35 期 決 算 公 告

令和７年２月18日　東京都台東区松が谷一丁目３番５号
旭ビルウォール株式会社
代表取締役　近藤　悦生

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,791	流動負債	2,269
固定資産	438	工事損失引当金	8
		賞与引当金	51
		固定負債	184
		退職給付引当金	58
		役員退職慰労引当金	44
		株主資本	4,777
		資本金	100
		利益剰余金	4,677
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,652
		（うち当期純利益）	(578)
資産合計	7,230	負債・純資産合計	7,230

第 13 期 決 算 公 告

令和７年２月25日

大阪市中央区今橋二丁目５番８号
トレードピア淀屋橋９階
株式会社ナレッジラボ
代表取締役　門出　祐介

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	500,749	流動負債	386,122
固定資産	192,876	（うち賞与引当金）	(54,391)
		固定負債	45,745
		株主資本	261,759
		資本金	100,000
		資本剰余金	215,300
		資本準備金	215,300
		利益剰余金	△ 53,540
		その他利益剰余金	△ 53,540
		（うち当期純利益）	(98,773)
資産合計	693,626	負債・純資産合計	693,626

第 20 期 決 算 公 告

令和７年３月13日　東京都大田区大森西四丁目17番35号
株式会社金門光波
代表取締役社長　石田　高久

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	286,666	流動負債	212,064
固定資産	47,727	賞与引当金	2,347
繰延資産	181	固定負債	57,075
		退職給付引当金	7,297
		株主資本	65,434
		資本金	10,000
		利益剰余金	62,934
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	60,434
		（うち当期純損失）	(73,926)
		自己株式	△7,500
合計	334,574	合計	334,574

第 14 期 決 算 公 告

令和７年３月13日　千葉県袖ケ浦市中袖20番１号
株式会社荏原エリオット
代表取締役　許斐　真

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	33,240	流動負債	23,724
固定資産	5,898	固定負債	374
		（うち退職給付引当金）	(301)
		株主資本	15,308
		資本金	450
		資本剰余金	5,717
		資本準備金	5,717
		利益剰余金	9,141
		その他利益剰余金	9,141
		評価・換算差額等	△268
		繰延ヘッジ損益	△268
資産合計	39,138	負債・純資産合計	39,138

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	39,143
売上原価	27,832
売上総利益	11,310
販売費及び一般管理費	5,658
営業利益	5,652
営業外収益	3,129
営業外費用	5
経常利益	8,776
特別利益	8
特別損失	11
税引前当期純利益	8,773
法人税、住民税及び事業税	1,812
法人税等調整額	△40
当期純利益	7,000

第 1 期 決 算 公 告

令和７年３月13日
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
Tales & Co.　株式会社
代表取締役　萩原　猛

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

	科目	金額（千円）
資産の部	流動資産	45,430
	資産合計	45,430
負債及び純資産の部	流動負債	8,417
	負債合計	8,417
	株主資本	37,012
	資本金	50,000
	利益剰余金	△12,987
	その他利益剰余金	△12,987
	（うち当期純損失）	(12,987)
	純資産合計	37,012
	負債・純資産合計	45,430

第 7 期 決 算 公 告

令和７年３月13日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
DH―CRUX Japan特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	73,352,737	流動負債	12,751,176
固定資産	73,352,737	固定負債	27,624,733
その他資産の部	4,763,650	負債合計	40,375,909
流動資産	4,430,253	社員資本	37,740,477
固定資産	324,163	特定資本金	120
投資その他の資産	324,163	優先資本金	37,684,000
繰延資産	9,232	剰余金	56,357
		当期未処分利益	56,357
		純資産合計	37,740,477
資産合計	78,116,387	負債・純資産合計	78,116,387

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,763,326
営業費用	1,707,180
営業利益	56,145
営業外収益	1,099
営業外費用	5
経常利益	57,239
税引前当期純利益	57,239
法人税、住民税及び事業税	881
当期純利益	56,357

第29期決算公告

令和７年３月13日
東京都中央区銀座三丁目15番10号
株式会社パルディア
代表取締役　中沢　敦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

	科目	金額（千円）
資産の部	流動資産	789,195
	固定資産	198,775
	合計	987,970
負債及び純資産の部	流動負債	401,554
	固定負債	230,670
	株主資本	355,745
	資本金	18,000
	利益剰余金	361,745
	利益準備金	3,954
	その他利益剰余金	357,791
	（うち当期純利益）	(94,336)
	自己株式	△24,000
	合計	987,970

第 10 期 決 算 公 告

令和７年３月13日
福岡県北九州市八幡東区大蔵二丁目４番４号
株式会社アーバンエステート
代表取締役　黒本　達也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

	科目	金額（千円）
資産の部	流動資産	2,772
	固定資産	26,574
	資産合計	29,346
負債及び純資産の部	流動負債	11,150
	固定負債	9,753
	株主資本	8,443
	資本金	15,000
	利益剰余金	△6,557
	その他利益剰余金	△6,557
	（うち当期純損失）	(8,445)
	負債・純資産合計	29,346

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。なお減少する五百万円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日
福岡県北九州市八幡東区大蔵二丁目四番四号　株式会社アーバンエステート
代表取締役　黒本　達也

第 5 期 決 算 公 告

2025年３月13日
東京都中央区新富一丁目15番３号
新富ミハマビル４階ジパング
TEAMWORK COMMERCE株式会社
代表取締役　フィリップ・チャド・ウィリス

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

	科目	金額（千円）
資産の部	流動資産	10,208
	固定資産	165
	合計	10,374
負債及び純資産の部	流動負債	2,613
	固定負債	11,130
	株主資本	△3,369
	資本金	100
	利益剰余金	△3,469
	その他利益剰余金	△3,469
	（うち当期純利益）	(2,004)
	合計	10,374

第154期決算公告　2025年３月12日
横浜市鶴見区大黒町９番地17
共立エステート株式会社
代表取締役社長　岩田　雄次

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,818,795
	固定資産	68,743
	資産合計	2,887,539
負債及び純資産の部	流動負債	33,716
	固定負債	2,025,462
	株主資本	828,360
	資本金	445,988
	資本剰余金	247,762
	資本準備金	247,762
	利益剰余金	134,609
	利益準備金	8,200
	その他利益剰余金	126,409
	（うち当期純利益）	(63,754)
	負債・純資産合計	2,887,539

第15期決算公告

令和７年３月13日
東京都中央区新川二丁目27番１号
グリーンフォレスト特定目的会社
取締役　在原　博

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	13,238,613	流動負債	277,501
その他の資産	1,357,699	固定負債	11,087,777
流動資産	1,334,192	負債合計	11,365,278
固定資産	17,534	社員資本	3,231,034
繰延資産	5,972	特定資本金	100
		優先資本金	2,992,050
		剰余金	238,884
		純資産合計	3,231,034
資産合計	14,596,313	負債・純資産合計	14,596,313

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	618,169
営業費用	378,727
営業利益	239,442
営業外収益	134
営業外費用	—
経常利益	239,576
税引前当期純利益	239,576
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	238,883
前期繰越利益	0
当期未処分利益	238,884

第５期決算公告

令和７年３月13日
岐阜県養老郡養老町直江640－１
広化東海プラスチック株式会社
代表取締役社長　平垣内天道

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,408
	固定資産	465
	合計	1,873
負債及び純資産の部	流動負債	742
	固定負債	982
	株主資本	149
	資本金	10
	利益剰余金	139
	その他利益剰余金	139
	（うち当期純利益）	(38)
	合計	1,873

第16期決算公告

令和７年３月13日
東京都中央区八丁堀四丁目２番10号ＡＯＪ税理士法人内
Ｄｒａｇｏｎ特定目的会社
取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	15,120,467	流動負債	148,292
固定資産	15,120,467	固定負債	14,430,529
その他資産	1,043,494	負債合計	14,578,822
流動資産	1,024,983	社員資本	1,585,139
固定資産	18,053	特定資本金	100
投資その他の資産	18,053	優先資本金	1,452,150
繰延資産	456	Ｂ号優先出資	1,452,150
		剰余金	132,889
		当期未処分利益	132,889
		純資産合計	1,585,139
資産合計	16,163,961	負債・純資産合計	16,163,961

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日
至　令和６年11月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	590,977
営業費用	457,478
営業利益	133,499
営業外収益	84
経常利益	133,584
税引前当期純利益	133,584
法人税、住民税及び事業税	694
当期純利益	132,889

第８期決算公告　令和７年３月13日
静岡県掛川市浜川新田字外ノ切開地1929番地１
株式会社メルコテクノレックス
代表取締役　蔡　政宏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	386,394
	固定資産	167,073
	合計	553,467
負債及び純資産の部	流動負債	144,790
	固定負債	83,627
	株主資本	330,688
	資本金	10,000
	利益剰余金	320,688
	（うち当期純損失）	(58,046)
	評価・為替差額等	△5,638
	合計	553,467

第17期決算公告

令和７年３月13日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
お台場インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年10月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	49	流動負債	2
流動資産	47	固定負債	0
固定資産	2	負債合計	2
		社員資本	47
		特定資本金	50
		優先資本金	0
		剰余金	△2
その他の資産合計	49	純資産合計	47
資産合計	49	負債・純資産合計	49

損益計算書の要旨
（自　令和５年10月21日
至　令和６年10月20日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	2
営業損失	2
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	2
税引前当期純損失	2
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	2

第６期決算公告　令和７年２月18日
愛知県名古屋市名東区上社１丁目407番地
株式会社Ｄｅｐｏｒｔ
代表取締役　河合　俊介

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	552,623
	固定資産	60,931
	資産合計	613,554
負債及び純資産の部	流動負債	119,730
	固定負債	188,408
	負債合計	308,138
	株主資本	305,416
	資本金	10,000
	利益剰余金	295,416
	その他利益剰余金	295,416
	（うち当期純損失）	(52,655)
	純資産合計	305,416
	負債・純資産合計	613,554

第21期決算公告

令和７年３月13日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｍｉｒａｉ２特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	5,816	流動負債	3
固定資産	5,816	負債合計	3
投資その他の資産	5,816	社員資本	5,812
その他の資産	0	特定資本金	304
流動資産	0	優先資本金	5,580
		剰余金	△71
		当期未処理損失	71
		純資産合計	5,812
資産合計	5,816	負債・純資産合計	5,816

損益計算書の要旨
（自　令和５年12月１日
至　令和６年11月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業費用	23
営業損失	23
経常損失	23
税引前当期純損失	23
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	24

第７期決算公告

令和７年３月13日
千葉県浦安市富士見五丁目22番20号
株式会社医療システム担当
代表取締役　馬場総一郎

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,992
	固定資産	3,298
	繰延資産	458
	合計	9,749
負債及び純資産の部	流動負債	9,623
	株主資本	125
	資本金	11,500
	資本剰余金	8,500
	資本準備金	8,500
	利益剰余金	△19,874
	その他利益剰余金	△19,874
	（うち当期純損失）	(1,931)
	合計	9,749

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日
千葉県浦安市富士見五丁目二二番二〇号
株式会社医療システム担当
代表取締役　馬場総一郎

第63期決算公告

令和７年２月26日
大阪府寝屋川市池田新町19番31号
株式会社ヤマト
代表取締役　山岸　勇治

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,198
	固定資産	279
	資産合計	67,478
負債及び純資産の部	流動負債	51,793
	賞与引当金	90
	株主資本	15,684
	資本金	6,000
	利益剰余金	9,684
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	8,184
	（うち当期純利益）	(6,066)
	負債・純資産合計	67,478

第55期決算公告

令和７年３月13日
東京都三鷹市新川三丁目６番１号
株式会社ＳＤ．Ｅｓｔａｔｅ
代表取締役　須藤　真弘

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	127,994
	固定資産	837,721
	資産合計	965,715
負債及び純資産の部	流動負債	17,461
	固定負債	713,500
	株主資本	234,753
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	228,753
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	223,753
	（うち当期純利益）	(94,371)
	負債・純資産合計	965,715

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が六億二千百四十五万千五百四十二円、資本準備金の額が六億千八百四十五万千五百四十二円となることを条件として、資本金の額を六億千八百四十五万千五百四十二円、資本準備金の額を六億千八百四十五万千五百四十二円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日
東京都三鷹市新川三丁目六番一号
株式会社ＳＤ．Ｅｓｔａｔｅ
代表取締役　須藤　真弘

第３期決算公告

令和７年３月13日
福岡県福岡市中央区天神二丁目12番１号
天神ビル７階
Ｃｏｄｏ　Ａｄｖｉｓｏｒｙ株式会社
代表取締役社長　鈴木　香織

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,438
	固定資産	125
	資産合計	62,563
負債及び純資産の部	流動負債	6,048
	株主資本	56,515
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△93,484
	その他利益剰余金	△93,484
	（うち当期純損失）	(31,998)
	負債・純資産合計	62,563

第９期決算公告

令和７年３月13日
東京都豊島区池袋二丁目68番10号
株式会社ＳＴＣ
代表取締役　菅原　秀人

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	36,539,423
	固定資産	10,919,183
	資産合計	47,458,606
負債及び純資産の部	流動負債	14,399,517
	負債合計	14,399,517
	株主資本	33,059,089
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	30,059,089
	その他利益剰余金	30,059,089
	（うち当期純利益）	(3,417,539)
	純資産合計	33,059,089
	負債・純資産合計	47,458,606

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のゲームセンター事業（店舗名アテナ）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません
（乙）左記のとおりです
令和七年三月十三日
東京都豊島区池袋一丁目一二番一四号
リアレスト池袋二〇三号
（甲）株式会社パスライン
代表取締役　桑原　尚希
東京都豊島区池袋二丁目六番一〇号
（乙）株式会社ＳＴＣ
代表取締役　菅原　秀人

決算公告

令和７年３月13日
東京都中央区銀座１丁目12番４号
Ｎ＆Ｅ　ＢＬＤ．６Ｆ
一般社団法人グローバルタレントデベロップメント協議会
代表理事　小山　健太

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	119,602
	資産合計	119,602
負債及び純資産の部	流動負債	174,039
	固定負債	1,900,000
	負債合計	2,074,039
	剰余金	△1,954,437
	純資産合計	△1,954,437
	負債・純資産合計	119,602

第７期決算公告

令和７年３月13日
大阪市西成区千本南二丁目10番６号
株式会社彩
代表取締役　清水　彩希

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,512
	固定資産	5,005
	合計	27,517
負債及び純資産の部	流動負債	8,426
	固定負債	6,405
	株主資本	12,685
	資本金	5,000
	利益剰余金	7,685
	その他利益剰余金	7,685
	（うち当期純損失）	(4,652)
	合計	27,517

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日
大阪市西成区千本南二丁目一〇番六号
株式会社彩
代表取締役　清水　彩希

第３期決算公告

令和７年１月31日
福岡市中央区大名二丁目６番11号
Ｔｅｎｓｏｒ　Ｅｎｅｒｇｙ株式会社
代表取締役　堀　菜々

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	407,284
	固定資産	1,018
	合計	408,302
負債及び純資産の部	流動負債	14,638
	固定負債	20,000
	株主資本	373,664
	資本金	70,000
	資本剰余金	503,165
	資本準備金	347,450
	その他資本剰余金	155,715
	利益剰余金	△199,501
	その他利益剰余金	△199,501
	（うち当期純損失）	(199,501)
	合計	408,302

第67期決算公告

令和７年３月13日

岐阜県安八郡神戸町大字末守字長池377番地の１

コダマ樹脂工業株式会社

代表取締役　児玉　栄一

貸借対照表の要旨

（令和６年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,996
	固定資産	4,684
	資産合計	15,680
負債及び純資産の部	流動負債	6,939
	賞与引当金	107
	固定負債	1,070
	退職給付引当金	108
	役員退職慰労引当金	47
	負債の部合計	8,009
	株主資本	7,125
	資本金	90
	利益剰余金	7,035
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	7,013
	（うち当期純利益）	(549)
	評価・換算差額等	545
	その他有価証券評価差額金	545
	純資産の部合計	7,671
	負債・純資産合計	15,680

第48期決算公告

令和７年３月13日

高知県高岡郡佐川町鳥の巣乙36の１番地

株式会社佐川水道

代表取締役　田村　和海

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,719
	固定資産	14,805
	合計	91,525
負債及び純資産の部	流動負債	29,057
	固定負債	9,585
	株主資本	52,883
	資本金	25,000
	利益剰余金	27,883
	利益準備金	4,300
	その他利益剰余金	23,583
	（うち当期純利益）	(4,336)
	合計	91,525

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日

高知県高岡郡佐川町鳥の巣乙三六の一番地

株式会社佐川水道

代表取締役　田村　和海

第４期決算公告

令和７年３月13日

熊本市中央区米屋町一丁目７番地

ＣＯＲＬＵＸ米屋町６Ｆ

株式会社プレアデスセブン

代表取締役　植木裕一朗

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,463
	固定資産	1,456
	繰延資産	248
	合計	100,168
負債及び純資産の部	流動負債	6,173
	固定負債	171,808
	株主資本	△77,814
	資本金	3,000
	利益剰余金	△80,814
	その他利益剰余金	△80,814
	（うち当期純損失）	(27,246)
	合計	100,168

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五十一万一千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日

熊本市中央区米屋町一丁目七番地ＣＯＲＬＵＸ米屋町六Ｆ

株式会社プレアデスセブン

代表取締役　植木裕一朗

第３期決算公告

令和７年３月13日

東京都港区南青山三丁目１番36号

青山丸竹ビル６Ｆ

株式会社ＫＢＴ

代表取締役　久保田雅俊

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,676
	固定資産	3,425
	資産合計	58,102
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	96,688
	株主資本	△38,656
	資本金	1,000
	利益剰余金	△39,656
	その他利益剰余金	△39,656
	（うち当期純損失）	(9,732)
	負債・純資産合計	58,102

第６期決算公告

令和７年３月13日

東京都港区南青山三丁目１番36号

青山丸竹ビル６Ｆ

株式会社ニューアイデンティティクリエイション

代表取締役　久保田雅俊

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,385
	固定資産	266,162
	繰延資産	402
	資産合計	270,949
負債及び純資産の部	流動負債	4,466
	固定負債	299,938
	株主資本	△33,455
	資本金	1,000
	利益剰余金	△34,455
	その他利益剰余金	△34,455
	（うち当期純損失）	(23,952)
	負債・純資産合計	270,949

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

（甲）株式会社ニューアイデンティティクリエイション

代表取締役　久保田雅俊

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

（乙）株式会社ＫＢＴ

代表取締役　久保田雅俊

第17期決算公告

令和７年３月13日

東京都千代田区平河町二丁目７番５号

株式会社隼

代表取締役　渡邉　博

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	49,248,174
	固定資産	47,200,834
	資産合計	96,449,008
負債及び純資産の部	流動負債	22,748,177
	固定負債	81,300,000
	株主資本	△7,599,169
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	資本準備金	10,000,000
	利益剰余金	△27,599,169
	その他利益剰余金	△27,599,169
	（うち当期純損失）	(18,843,889)
	負債・純資産合計	96,449,008

第13期決算公告

令和７年３月13日

東京都千代田区平河町二丁目７番５号

株式会社フェニックス技研

代表取締役　渡邉　博

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,022,947,989
	固定資産	137,362
	資産合計	1,023,085,351
負債及び純資産の部	流動負債	782,584,964
	固定負債	148,969,000
	株主資本	91,531,387
	資本金	1,000,000
	資本剰余金	500,000
	その他資本剰余金	500,000
	利益剰余金	90,031,387
	利益準備金	250,000
	その他利益剰余金	89,781,387
	（うち当期純利益）	(40,853,742)
	負債・純資産合計	1,023,085,351

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年三月十三日

東京都千代田区平河町二丁目七番五号

（甲）株式会社フェニックス技研

代表取締役　渡邉　博

東京都千代田区平河町二丁目七番五号

（乙）株式会社隼

代表取締役　渡邉　博

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

第２期決算公告

令和７年３月13日
埼玉県蓮田市西新宿二丁目116番地
株式会社武州電工
代表取締役　竹本　智一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	76,241,191
	固定資産	1,068,073
	資産合計	77,309,264
負債及び純資産の部	流動負債	53,071,718
	固定負債	50,338,400
	株主資本	△26,100,854
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	△36,100,854
	その他利益剰余金	△36,100,854
	（うち当期純損失）	(25,443,885)
	負債・純資産合計	77,309,264

第12期決算公告

令和７年３月13日
京都府京都市南区上鳥羽南花名町23番地
京都テクニカル株式会社
代表取締役　山田　修作

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,431,863,064
	固定資産	120,980,539
	資産合計	1,552,843,603
負債及び純資産の部	流動負債	1,235,868,532
	工事損失引当金	20,638,404
	固定負債	203,722,000
	株主資本	113,253,071
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	93,253,071
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	90,253,071
	（うち当期純利益）	(42,196,083)
	負債・純資産合計	1,552,843,603

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年三月十三日
京都府京都市南区上鳥羽南花名町二三番地
（甲）京都テクニカル株式会社
代表取締役　山田　修作
埼玉県蓮田市西新宿二丁目一一六番地
（乙）株式会社武州電工
代表取締役　竹本　智一

決　算　公　告

令和７年３月13日
札幌市中央区北二条西三丁目１番31号
株式会社ダイバーシティイースト
代表取締役　竹内　裕亮

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	136,141
	固定資産	5,366
	合計	141,507
負債及び純資産の部	流動負債	42,230
	固定負債	0
	株主資本	99,277
	資本金	40,000
	利益剰余金	59,277
	その他利益剰余金	59,277
	（うち当期純利益）	(44,509)
	合計	141,507

決　算　公　告

令和７年３月13日
大阪市北区梅田二丁目５番４号
エクスエージェント株式会社
代表取締役　竹内　裕亮

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	262,009
	固定資産	31,773
	合計	293,782
負債及び純資産の部	流動負債	94,641
	固定負債	152,656
	株主資本	46,485
	資本金	43,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△16,515
	その他利益剰余金	△16,515
	（うち当期純損失）	(48,837)
	合計	293,782

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日
大阪市北区梅田二丁目五番四号
（甲）エクスエージェント株式会社
代表取締役　竹内　裕亮
札幌市中央区北二条西三丁目一番三一号
（乙）株式会社ダイバーシティイースト
代表取締役　竹内　裕亮

第32期決算公告

令和７年３月13日
奈良県宇陀郡曽爾村大字長野73番地の２
株式会社ヨネダ
代表取締役　米田　一雄

貸借対照表の要旨（令和６年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,118,495
	固定資産	2,037,580
	資産合計	3,156,075
負債及び純資産の部	流動負債	950,735
	固定負債	764,861
	負債合計	1,715,596
	株主資本	1,440,479
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,410,479
	その他利益剰余金	1,410,479
	（うち当期純利益）	(179,479)
	純資産合計	1,440,479
	負債・純資産合計	3,156,075

第21期決算公告

令和７年３月13日
奈良県橿原市葛本町289番地の２
株式会社ヨネダホールディング
代表取締役　米田　知生

貸借対照表の要旨（令和６年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,255
	固定資産	1,628
	資産合計	21,884
負債及び純資産の部	流動負債	118,335
	固定負債	21,576
	負債合計	139,911
	株主資本	△ 118,026
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 128,026
	その他利益剰余金	△ 128,026
	（うち当期純損失）	(305)
	純資産合計	△ 118,026
	負債・純資産合計	21,884

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のカルチャー事業及び不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十一日及び乙の株主総会の承認決議は令和七年三月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日
奈良県橿原市葛本町二八九番地の二
（甲）株式会社ヨネダホールディング
代表取締役　米田　知生
奈良県宇陀郡曽爾村大字長野七三番地の二
（乙）株式会社ヨネダ
代表取締役　米田　一雄

第６期決算公告

令和７年３月13日
島根県出雲市平田町726番地
株式会社つぎと出雲
代表取締役　小田切俊彦

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,214,028
	固定資産	262,216,765
	繰延資産	0
	合計	276,430,793
負債及び純資産の部	流動負債	18,955,320
	固定負債	278,101,000
	株主資本	△20,625,527
	資本金	1,000,000
	その他利益剰余金	△21,625,527
	（うち当期純損）	(3,473,359)
	合計	276,430,793

第５期決算公告

令和７年３月13日
福岡市南区高宮１丁目16番29―302号
株式会社リタ
代表取締役　小田切俊彦

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	98,918,327
	固定資産	4,738,786
	合計	103,657,113
負債及び純資産の部	流動負債	45,105,320
	固定負債	18,059,000
	株主資本	40,492,793
	資本金	3,000,000
	その他利益剰余金	37,492,793
	（うち当期純利益）	(5,629,976)
	合計	103,657,113

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年三月十三日
福岡市南区高宮一丁目一六番二九―三〇二号
（甲）株式会社リタ
代表取締役　小田切俊彦
島根県出雲市平田町七二六番地
（乙）株式会社つぎと出雲
代表取締役　小田切俊彦

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番三号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部四二九円（本体三九〇円）　（配送料別）